

高濃度ダイオキシン汚染物処理問題
調 査 報 告 書

豊能郡環境施設組合議会

高濃度汚染物処理調査特別委員会

目 次

はじめに	...	6
凡 例	...	9
第 1 章 結論	...	12
1 廃棄物処理法に違反する違法処理・違法運搬が行われたこと		
2 関係法令からの逸脱及び不適正な手続きがなされたこと		
3 田中管理者、山口副管理者、中井副町長、高木事務局長の責任		
4 本委員会の調査に対する田中管理者、中井副町長、高木事務局長らの責任		
5 施設組合が生じた損害		
6 環境テクノロジー（井上保決）の違法行為と責任		
7 日本環境保全の違法行為と責任		
8 三池製錬の債務不履行責任		
第 2 章 事件の経過	...	16
1 時系列表		
2 施設組合における施設内汚染物の発生とその処理に向けた取り組みの経過		
3 「施設内汚染物処理技術審議会」は施設内汚染物の処理を「ジオスチーム法」 で行うことを答申したこと		
4 組合議会在「ジオスチーム法」の予算決議を保留して延会を決議したこと		
5 田中管理者は施設内汚染物の「地元処理」の検討とは並行して、中井副町 長と高木事務局長に対し、外部処理にかかる処理業者の紹介などを環境テクノ ロジーに依頼させ、三池製錬に処理を依頼していたこと		
6 施設組合は、7月7日に組合議会在「ジオスチーム法」の予算決議を 保留して延会を決議した後、直ちに三池製錬での外部処理を行うことに方針を 転換したこと		
7 田中管理者・中井副町長・高木事務局長らは環境テクノロジーに対し、施 設内汚染物の処理事業の予算枠を1億円として処理業者と処理委託契約の取		

- りまとめを依頼したうえ、三池製錬に対して処理費の見積書の金額に環境テクノロジーに支払うべき法外な報酬の上乗せを画策したこと
- 8 8月6日、施設組合は三池製錬との間に施設内汚染物の処理について「廃棄物資源化処理契約」を締結し、森商事との間に「焼却灰収集運搬業務委託契約」を締結し、施設組合は施設内汚染物を三池製錬に搬出したこと
 - 9 施設組合が環境テクノロジーに法外なコンサルタント手数料の支払いをすることになった理由
 - 10 三池製錬に施設内汚染物が搬入された後の経過
 - 11 三池製錬での処理が不可能となった時点で施設組合が執り得るべき対応
 - 12 施設組合が、施設内汚染物のうち、関西環境建設で処理できない高濃度ダイオキシン類汚染物であるドラム缶35本を除く163本について、関西環境建設に産業廃棄物の名の下に違法処理させた経過
 - 13 施設組合が関西環境建設との間に「産業廃棄物処分委託基本契約」を締結し、施設組合と環境テクノロジーと新生興業と関西環境建設が「覚書」を締結することによって施設組合が環境テクノロジーに対し、法外なコンサルタント手数料の支払を行った経過
 - 14 施設組合は関西環境建設が処理できないとした高濃度ダイオキシン類汚染物であるドラム缶35本を実験の名の下に日本環境保全に違法処理をさせた経過
 - 15 施設組合が施設内汚染物を三池製錬から搬出するにあたり廃棄物処理法上の許可のない運送業者に搬送させたこと
 - 16 神戸市から施設組合は神戸市西区の産業廃棄物最終処分場に処理した施設内汚染物（コンクリート固化済）の引き上げを要求され、搬出し、大阪府豊能町余野地区に再保管したこと
 - 17 施設組合が茨城県稲敷市から、日本環境保全に溶融処理させた高濃度汚染物の溶融スラグの引き上げを要求され、施設組合事務所敷地内に引き上げたこと
 - 18 施設組合に多大の損害が生じていること

第3章 施設組合が地方公共団体として遵守すべき法令 . . . 64

- 1 施設組合管理者、副管理者、事務局長らの法令順守義務
- 2 地方公共団体における業務執行の原則に関する法令
- 3 廃棄物処理法に基づく規制
- 4 「（産業）廃棄物」を使用した試験研究に係る規制

第4章 委員会の評価 . . . 80

第1 施設組合と三池製錬との間の「廃棄物資源化処理契約書」・「支払に関する覚書」・「覚書」などの内容並びに締結手続などにおける問題点

- 1 組合議会への報告を行わず、議会の承認決議を求めなかったこと
- 2 施設組合が三池製錬（日本鉱産）に対して実際の処理費（915円/kg）に環境テクノロジーのコンサルタント手数料を上乗せした見積書の作成を指示したこと
- 3 関係書類を作成せず、かつ作成された文書などを隠匿した^{いんたく}こと
- 4 三池製錬での処理が不可能になることが判明して以降の施設組合の選択肢の問題点
- 5 三池製錬で外部委託を処理するにあたって、関係者への報告や協議・調整がなされていないこと

第2 施設組合と関西環境との間の「産業廃棄物処分委託基本契約」や施設組合と環境テクノロジー・新生興業・関西環境建設との間の「覚書」の並びに締結手続などにおける問題点

- 1 便宜的な「一般廃棄物」から「産業廃棄物」の種別変更を口実とした「産業廃棄物最終処分場」への違法投棄（処分）が神戸市によって指摘されたこと
- 2 実質的には施設組合が環境テクノロジーに施設内汚染物（ドラム缶163本）の処理を委託したこと
- 3 施設組合が環境テクノロジーの偽造した「見積書」に基づき関西環境建設との間に「産業廃棄物処分委託基本契約書」を締結したうえ、施設組合と環境テクノロジー・新生興業・関西環境建設との間に「覚書」を締結することによ

り、環境テクノロジーに法外なコンサルタント手数料を支払ったこと

- 4 「産業廃棄物処分委託基本契約書」の締結や「覚書」の作成について組合議会への報告も承認も得ていないこと

第3 施設組合と牧野運送との間に「車両賃貸契約書」など内容並びに締結手続きなどの問題点

- 1 特別管理一般廃棄物の収集運搬の許可を有していない牧野運送に施設内汚染物の運搬を依頼したこと
- 2 特別管理産業廃棄物の処理などにかかる管理票（マニフェスト）の作成を怠り、管理票（マニフェスト）への虚偽記載を指示したこと

第4 日本環境保全における高濃度汚染物の処理の内容並びに「試料提供」手続などの問題点

第5 施設組合管理者をはじめ関係職員^{いんぱい}の真相を隠蔽し、不適正な行為を是とする体質と施策の私物化

- 1 施設組合（田中管理者・中井副町長・高木事務局長ら）が環境テクノロジーとの間に「施設内汚染物の処理を1億円で委託するという請負契約となる合意」を締結していた事実^{ひとく}を秘匿していること
- 2 施設組合（田中管理者・山口副管理者・中井副町長・高木事務局長）が施設内汚染物の処理を平成28年（2016）3月末までに終了させようとしたこと
- 3 施設組合（田中管理者・中井副町長・高木事務局長ら）が施設内汚染物の処理を秘密裏に進めるとともに、拙速^{せつそく}な処理を優先し、廃棄物処理法に基づく適正な処理を蔑^{ないがし}ろにしたうえ、違法行為や偽装工作を繰り返したこと

第5章 委員会の判断

... 98

- 1 廃棄物処理法に違反する違法処理・違法運搬が行われたこと
- 2 関係法令から逸脱し、適正な手続きをしなかったこと
- 3 田中管理者、山口副管理者、中井副町長、高木事務局長の責任
- 4 本委員会の調査における田中管理者、中井副町長、高木事務局長の責任

- 5 環境テクノロジーの違法行為と責任
- 6 日本環境保全の違法行為と責任
- 7 三池製錬の債務不履行責任

第6章 再発防止策 . . . 120

- 1 今後組合は、廃棄物処理等の経過、予算の契約の締結について組合議会に報告することとその承認をうけること
- 2 法令順守のための研修の強化
- 3 倫理規範意識の向上と職場風土の確立

資 料 . . . 123

- 1 調査特別委員会の設置
 - 2 委員定数及び構成
 - 3 調査経費
 - 4 参考人招致、証人尋問等
 - 5 質問調査の概要
 - 6 委員会・準備会
- 末尾資料①
- 末尾資料②

—はじめに—

豊能郡環境施設組合は、平成18年(2006)12月以来の懸案であった高濃度ダイオキシン施設内汚染物の最終処理の方法について、平成27年(2015)4月、「豊能郡美化センター焼却施設内汚染物処理技術選定委員会」は、「ジオスチーム法(間接加熱脱着と水蒸気分解法)」を処理技術に選定した旨を答申した。

豊能郡環境施設組合は同年7月7日に開催された組合議会において、「ジオスチーム法」に基づく現地処理のため事業費総額6億3,720万円(うち27年度事業予算4億1,995万3千円)の補正予算を提案したが、組合議会は候補地である豊能町内の地元調整が不十分であるとして、予算の採決を保留し、組合議会の延会を決めた。

すると豊能郡環境施設組合は同年8月6日になって、組合議会に、それまでの現地処理の方針から一転した三池製錬株式会社での外部処理を報告し、その補正予算として総額1億527万円(処理委託費9,990万円、運搬作業費137万円、倉庫解体撤去工事費400万円)を提案した。

これを受け組合議会は、上記の補正予算を承認可決した。

豊能郡環境施設組合は同日、三池製錬株式会社との間に「廃棄物資源化処理契約書」を締結して、高濃度ダイオキシン施設内汚染物を大牟田市の三池製錬株式会社に搬出した。さらに、翌平成28年(2016)3月末に豊能郡環境施設組合は組合議員に対して「平成28年3月末には施設内汚染物の全量を処理した。」と報告した。

しかし、同年5月9日に開催された組合議会においても豊能郡環境施設組合は「汚染物は三池製錬で処理されておらず、他の業者で処理された。」と報告したものの、豊能郡環境施設組合は、処理手続きの詳細や処理業者の公表などを頑なに拒否したため、組合議会は、やむなく地方自治法98条2項に基づく事務監査請求を決議して、監査委員に調査の報告を求めた。

その後、同年7月7日、神戸市は高濃度ダイオキシン施設内汚染物のうち汚染焼却灰など29.64tが神戸市西区の産業廃棄物最終処分場に違法に埋め立て処

分されている事実を公表し、豊能郡環境施設組合に対し、違法に埋め立て処分した汚染焼却灰などを搬出撤去することを要求した。

神戸市が上記を公表した翌日である同年7月8日に開催された組合議会（臨時）において、監査委員から事務監査の結果が報告された。

監査委員は、豊能郡環境施設組合が行った高濃度ダイオキシン施設内汚染物の処理にかかる事務手続に関して、概ね妥当とする判断を記しながらも付帯意見で問題点を指摘した。監査委員は、「業者名を明らかにしないことから処理について疑念を抱かれ、不信を招く」とし、「業者名を公表することにより、処理の確実性等に関する正しい情報が伝達され、外部処理に対する公正な評価も期待される」として、豊能郡環境施設組合に対し、業者名の公表を勧告したが、豊能郡環境施設組合はなおも処理業者の氏名を明らかにしようとしなかった。

このような経過を踏まえ、同日、組合議会は、高濃度ダイオキシン施設内汚染物がどのように処理されたのかについて、その真相を究明するため、地方自治法100条に基づき、「高濃度汚染物処理調査特別委員会」（以下「本委員会」という）を設置した。

本委員会は、ドラム缶 198 本に詰められた高濃度ダイオキシン施設内汚染物の処理にかかる次の6事項について調査をした。

- (1) ダイオキシン汚染物ドラム缶（以下汚染物という）198本の処理について、三池製錬を選択した経緯
- (2) 汚染物198本のうち163本を処理したことに対する処理業者及び処理方式を変更した経緯及び原因並びに情報を明らかにしなかった理由
- (3) 汚染物163本の処理に関して特別管理一般廃棄物から特別管理産業廃棄物に変更した理由及び法的根拠並びに情報を明らかにしなかった理由。
- (4) 汚染物198本のうち35本を処理した経緯並びに情報を明らかにしなかった理由
- (5) 上記の委託契約等に対する支出に関する事項
- (6) その他関連する経緯、原因及び再発防止策

平成30年（2018）3月

豊能郡環境施設組合議会

高濃度汚染物処理調査特別委員会

委員長 川 上 勲

副委員長 中 西 顕 治

委 員 秋 元 美 智 子

委 員 大 西 則 宏

委 員 永 谷 幸 弘

委 員 西 河 巧

— 凡 例 —

1. 略称について

(1) 法令などの略称

廃棄物処理法・・・・・・・・・・廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(2) 事物などの略称

施設内汚染物・・・・・・・・・・高濃度ダイオキシン類施設内汚染物（ドラム缶）

美化センター・・・・・・・・・・豊能郡美化センター（焼却処理・破砕処理施設）

マニフェスト・・・・・・・・・・（特別管理）産業廃棄物管理票

神戸市の調査・・・・・・・・・・神戸市長が廃棄物処理法18条1項に基づき関係者に求めた「報告の徴収」

処理・・・・・・・・・・廃棄物処理法第1条（目的）は、「この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、収集、運搬、再生、処分等の処理をし」と規定し、廃棄物の最終的な処理である「最終処分場」への埋立については「処分」とし、その他の中間処理を含むすべての行為は「処理」と表示しているので、本調査報告書においてすべての行為を「処理」と表記し、「処分」とは表記しない。

2. 本文中に出てくる法人等について

施設組合・・・・・・・・・・豊能郡環境施設組合

組合議会・・・・・・・・・・豊能郡環境施設組合議会

環境テクノロジー・・株式会社環境テクノロジー（代表取締役 井上保決）

関西環境建設・・・・・・・・関西環境建設株式会社（代表取締役 大森繁夫）

クボタ・・・・・・・・・・株式会社クボタ

新生興業・・・・・・・・・・株式会社新生興業（代表取締役 松岡賢）

玉井鉄工所・・・・・・株式会社玉井鉄工所（代表取締役 玉井宏和）
日本環境保全・・・・・・日本環境保全株式会社（代表取締役 古渡周作）
日本鉱産・・・・・・日本鉱産株式会社（福岡営業所所長 石井伸介）
牧野運送・・・・・・牧野運送株式会社（代表取締役 田島耕司）
三池製錬・・・・・・三池製錬株式会社（担当者 大石保）
森商事・・・・・・株式会社森商事（代表取締役 森史朗）

3. 本文中に出てくる豊能郡環境施設組合・豊能町・能勢町の職員などについて

〔但し、平成27年（2015）～平成28年（2016）現在〕

池田前町長・・・・・・池田勇夫：施設組合前管理者・豊能町前町長
田中管理者・・・・・・田中龍一：施設組合管理者・豊能町町長
山口副管理者・・・・・・山口禎：施設組合副管理者・能勢町町長
中井副町長・・・・・・中井勝次：豊能町副町長
高木事務局長・・・・・・高木仁：豊能郡環境施設組合事務局長
処理審議会・・・・・・豊能郡美化センター焼却施設内汚染物処理審議会

4. 金額の表示

金額については、文中に断りのない限り消費税込み額で記載する。

5. 証言等の引用

本文中に引用した証人の証言については、本委員会の開催回と会議録の頁を（証人名：○回：○頁）と表記した。

6. 条文の表示

本文中に引用した条文については、全て「第」を省き、「〇〇法1条の1・1項一号」と表記した。

第 1 章

結 論

— 第1章 結論 —

本委員会は、これまでの調査の結果を踏まえ、施設内汚染物の処理についてつぎのとおり判断した。

1 廃棄物処理法に違反する違法処理・違法運搬が行われたこと

- ① 施設組合は、特別管理一般廃棄物である施設内汚染物（ドラム缶198本）の処理について、廃棄物処理法に違反して、無許可業者である環境テクノロジーに委託した。
- ② 施設組合は、特別管理一般廃棄物である施設内汚染物（ドラム缶163本）を、廃棄物処理法に違反して、福岡県大牟田市（三池製錬）から兵庫県神戸市西区（関西環境建設）まで、無許可業者である牧野運送に違法運搬させた。
- ③ 施設組合は、特別管理一般廃棄物である施設内汚染物（ドラム缶198本）を、廃棄物処理法に違反して、「域外処理」の事前通知を神戸市に行わないで搬入した。
- ④ 施設組合は、特別管理一般廃棄物である施設内汚染物（ドラム缶163本）を、「産業廃棄物」などと称して、廃棄物処理法に違反して、産業廃棄物最終処分場で処理した。
- ⑤ 施設組合は、特別管理一般廃棄物である施設内汚染物（ドラム缶35本）を、廃棄物処理法に違反して、「域外処理」の事前通知を茨城県稲敷市に行わないで、搬入した。
- ⑥ 施設組合は、特別管理一般廃棄物である施設内汚染物（ドラム缶35本）を、廃棄物処理法に違反して、「実験」などと称して日本環境保全に違法処理させた。

2 関係法令からの逸脱及び不適正な手続きがなされたこと

- ① 田中管理者、中井副町長、高木事務局長らは背任行為を繰り返した。
- ② 田中管理者、山口副管理者、中井副町長、高木事務局長は、地方財政法

4条、地方自治法2条14項、施設組合財務規則などに違反する不適切な手続きを繰り返した。

3 田中管理者、山口副管理者、中井副町長、高木事務局長の責任

- ① 田中管理者、山口副管理者、中井副町長、高木事務局長は、廃棄物処理法違反の行為を繰り返したことにつき、処罰されるべきである。
- ② 田中管理者、山口副管理者、中井副町長、高木事務局長は、地方財政法4条、地方自治法2条14項、施設組合財務規則などに違反する不適切な手続きを繰り返したことに起因して施設組合に生じた損害について賠償すべきである。

4 本委員会の調査に対する田中管理者、中井副町長、高木事務局長らの責任

田中管理者、中井副町長、高木事務局長らが、本委員会の調査において、偽証を繰り返したことにつき、処罰されるべきである。

5 施設組合に生じた損害

田中管理者、山口副管理者、中井副町長、高木事務局長の不適切な手続きによって施設組合に生じた損害は、金1億6,500万円を下らない。

6 環境テクノロジー（井上保決）の違法行為と責任

- ① 環境テクノロジー（井上保決）が廃棄物処理法に繰り返し違反した行為は処罰されるべきである。
- ② 環境テクノロジー（井上保決）が関西環境建設の印影を偽造し、3,000円/kgの見積書を偽造したうえ、これを施設組合に提示して施設内汚染物（ドラム缶163本）の処理費用が9,650万円であると欺罔して同処理費用として9,650万円を支払わせて騙取したことは、有印私文書偽造

- ・同行使、詐欺に該当する犯罪行為であり、嚴重に処罰されるべきである。
- ③ 環境テクノロジー（井上保決）は、廃棄物処理法に繰り返し違反した行為と私文書偽造・同行使、詐欺行為によって施設組合の生じた損害のうち、少なくとも金9,650万円を賠償すべきである。

7 日本環境保全の違法行為と責任

日本環境保全が廃棄物処理法に違反し、特別管理一般廃棄物である施設内汚染物（ドラム缶35本）を「実験」などと称して違法に溶融処理したことは、嚴重に処罰されるべきである。

8 三池製錬の債務不履行責任

三池製錬は、施設組合に対し、地元の反対等の事由があったため「廃棄物資源化処理契約書」に基づく特別管理一般廃棄物である施設内汚染物の処理が出来なかった事から、施設組合は、三池製錬に対して汚染物の搬入にかかった費用（金136万800円）の負担をさせるべきと判断する。

第 2 章

事件の経過

—第2章 事件の経過—

1 時系列表

本委員会の調査にもとづく本件事件の経過は、末尾資料①「時系列表」に記載したとおりである。

2 施設組合における施設内汚染物の発生とその処理に向けた取り組みの経過

(1) 美化センターの解体に伴う施設内汚染物の分別

- ① 施設組合は平成11年度(1999)に美化センターの解体工事(焼却施設内のダイオキシン類汚染物を除去及び焼却機器等を解体し、これらの解体物や汚染物等を200リットル入りのドラム缶に密閉して保管することを目的とする事業。以下「解体処理事業その1」という。)を施工した。その際に保管したドラム缶の本数は4369本となった。
- ② その後、施設組合は「解体処理事業その1」で保管したドラム缶を豊能町内の候補地で無害化処理を行うことを計画(契約先:鴻池組、宇部興産、間組共同企業体。処理方式:電気抵抗式熔融技術(ジオメルト法)以下「解体処理事業その2」という。)したが、豊能町内の候補地などの周辺地域の住民による反対運動が起こったため、ドラム缶に保管されたダイオキシン類汚染物の無害化処理の実施は不可能となった。

(2) 施設組合が明らかにした「分別」の基準

- ① 施設組合は、「解体処理事業その1」に伴って発生したダイオキシン類汚染物につき、その大半(ドラム缶4221本)を「産業廃棄物」と分別したほか、その一部(当時のドラム缶148本)を「一般廃棄物」と分別し、それぞれの無害化処理を計画した。
- ② 施設組合は、「解体処理事業その1」に伴って発生したダイオキシン類汚染物を上記のように分別したことに関して、平成16年(2004)3月22日

付け「施設内汚染物の無害化処理事業にかかる廃掃法上の疑義について」において、「・・焼却炉の除染及び解体に伴って発生する廃棄物は、総体として産業廃棄物と見なすことができる。しかし、本件（注：上記のドラム缶148本に保管された『一般廃棄物』のこと）について、『煤塵』・『灰』・『焼却内液状物』は、焼却炉を解体するときに既に貯留されていたものであり、他の解体廃棄物と区別することができるので、一般廃棄物に該当する」とし、種別の基準に関する見解を明らかにした。

（3）「産業廃棄物」の無害化処理事業

平成16年（2004）1月、施設組合は、クボタとの間で、ドラム缶内に保管しているダイオキシン類汚染物の無害化処理を行うことを内容とする「高濃度汚染物無害化処理事業（光化学分解プラス溶融処理（外部処理）」を総額13億9650万円で締結したが、（最終請負額は10億9112万4510円である。）溶融処理による外部処理の委託先であった株式会社シンシアの所在地の東京都品川区から、廃棄物処理法6条の2・3項（施行令4の3）に基づく「特別管理一般廃棄物」の区域外処理の通知に対する同意が得られなかったことから施設内汚染物の外部処理がとん挫し、新たな外部処理先を探す必要が生じた。

（4）「一般廃棄物」の内訳と性状

- ① 上記の分別の結果、「一般廃棄物」に分別されたダイオキシン類汚染物は、焼却炉を解体するときに既に貯留されていた他の解体廃棄物と区別することができる一般廃棄物であり、施設組合の作成した末尾資料②「無害化処理対象の汚染物の概要」によれば、美化センターの解体により排出した「焼却炉内の燃えがら等（焼却炉に残っていた燃えがら等）」（ドラム缶30本）、「電気集じん機灰（焼却時の排ガスから集じんした飛灰）・煙道堆積物等（煙道に堆積していた灰等）」（同108本）、「煙突灰（煙突に付着していた灰）」（同1本）、「煙突底部堆積物（煙突の底に堆積していた物）」（同6本）、

「冷却水塔内堆積物（屋上の冷却水塔に堆積していた物）」（同3本）の小計148本のほか、後日、施設組合が保管していた事実の発覚した「汚泥（焼却灰汚染物）」として、「汚泥（焼却灰汚染物：浄化槽改修工事で発生した浄化槽廃棄物を封入分）」（同35本）、「汚泥（焼却灰汚染物：施設解体撤去工事で封入分）」（同15本）のドラム缶50本を合わせた合計ドラム缶198本である。（以下「施設内汚染物」という）

- ② また、これらの「施設内汚染物」の性状は、ダイオキシン類濃度が40～82,000ng-TEQ/gであり、その他の有害物質としてカドミウム、水銀、鉛、六価クロムなどが含まれていた。

なお、施設組合は、当初、保管していたドラム缶の本数を148本と公表していたが、実際には浄化槽汚泥等の50本については公にすることなく保管していたことを認めた。

（5）「施設内汚染物」の外部処理の試みの頓挫と長期にわたる保管の継続

- ① その後、施設組合は、上記2・（2）の種別に基づき、「産業廃棄物」であると分別された耐火物や金属類、プラスチック（充填剤）等などの解体物であるドラム缶4221本と「一般廃棄物」であると分類されたドラム缶148本について、新たな処理先として三重中央開発株式会社（三重県伊賀市）などにおいて無害化処理を行うこととし、平成17年（2005）4月にクボタとの間に、「焼却施設内汚染物無害化処理委託契約」を総額3億537万5490円で締結したうえ、上記のうち「産業廃棄物」であるドラム缶4221本分の無害化処理は完了した。

- ② ところが上記2・（2）の種別に基づき、「一般廃棄物」であると分別された148本の処理については、施設組合は三重中央開発の地元自治体である伊賀市に対し「域外処理の通知」を行ったものの、地元住民の理解が得られないことを理由に伊賀市は通知を受理しない旨を表明したため、施設組合は「一般廃棄物」148本の処理を断念し、平成18年（2006）12月、能勢町役場西館の備蓄倉庫に保管することにした。

- ③ その後、施設組合は、平成23年(2011)3月、上記「一般廃棄物」のほか、後日保管している事実が発覚したドラム缶35本を合わせた183本を豊能町役場内旧消防倉庫へ移設し、さらに同年10月には、さらに保管している事実が発覚したドラム缶15本を合わせた合計ドラム缶198本(施設内汚染物)を豊能町高山地区内の保管倉庫に移設し、さらに平成25年(2013)には豊能町吉川支所旧消防本部倉庫に移設した。

このような経過で「施設内汚染物」は以後、長期の保管を要することになった。

- ④ その間、施設組合は、クボタから無害化処理事業にかかる追加費用の支払を求める請負代金等請求事件(訴訟)を提起され、2億4千万円の追加費用をクボタに支払うことを内容とする和解を成立させた。

(6) 歴代の施設組合管理者らによる施設内汚染物の処理に向けた取り組みの経過

施設組合の歴代管理者の取組の内容と経過はつぎのとおりである。

① 南殿利正氏

1) 任期：平成4年10月～平成12年10月(豊能町長2期)

2) 主な取組み

平成9年(1997)5月美化センターの焼却施設から環境基準値を超えるダイオキシン類が排出されていることが判明したことから、施設を休炉することとなる。

平成10年(1998)10月には施設焼却棟内でのダイオキシン汚染が発覚した。また、美化センター周辺の土壌から全国に類を見ない高濃度のダイオキシン類が検出されたことから、廃炉が決定した。

大阪府や国に働きかけ汚染土壌の除去やダイオキシン類汚染物の無害化処理などのダイオキシン対策の取り組みをした。

平成11年(1999)には「解体処理事業その1」を完了し、「解体処理事業その2(ジオメルト法での無害化処理)」を組合議会の承認

を得て平成12年(2000)4月より事業を実施する予定であった。

しかし、同年7月に豊能郡の住民から申し立てた公害調停が成立したことに伴って、「解体処理事業その1」に従事した作業員にダイオキシン類の暴露が見られたことから、「解体処理事業その2」の処理計画の見直しを行うことにした。

② 日下 纒子氏

1) 任 期：平成12年10月～平成20年10月(豊能町長2期)

2) 主な取組み

「ジオメルト工法」の処理の安全性に疑問がありとして事業の白紙撤回を表明していたが、平成12年(2000)10月に管理者に就任し、以後、無害化処理事業は継続したものの、上記2・(1)・②記載の経過により無害化処理事業を継続することができなくなった。

その後、大阪府に技術的支援を要請し、大阪府から職員(環境監)の派遣を受けることになった。

平成14年(2002)、高濃度ダイオキシン廃棄物の運搬・保管の検討を行うため「保管・運搬検討委員会」を設置した。

環境省の汚染土壌実証調査の取組を実施した。

美化センター周辺の汚染土壌除去を完了した。

平成16年(2004)、クボタの技術を用いた高濃度汚染物無害化対策事業を実施したが、上記2・(5)の経過により「一般廃棄物」であるドラム缶148本の外部処理ができなくなった。

平成18年(2006)、汚染土壌の無害化処理(技術：間接加熱脱着工法(TPS)＋電気抵抗式熔融技術工法(ジオメルト法))を実施して、汚染土壌の処理は完了した。

③ 池田勇夫氏

1) 任 期：平成20年10月～平成24年10月(豊能町長1期)

2) 主な取組み

平成21年(2009)4月、国崎クリーンセンター(猪名川上流広域

ごみ処理施設組合)の稼働により美化センターの全事業を終了し閉鎖した。

同年5月、美化センターの閉鎖に伴い施設組合の事務所を豊能町余野26番地へ移転した。

平成22年(2010)11月に美化センターの解体工事に着手し、平成24年(2012)4月に完了した。

平成23年(2011)3月に能勢町内に長期保管していたドラム缶198本を豊能町へ移設し、豊能町内における現地処理に向けて検討した。

④ 田中龍一氏

1) 任期：平成24年10月～平成28年10月(豊能町長1期)

2) 主な取組み

平成26年(2014)12月、施設内汚染物(ドラム缶198本)の処理について現地処理を行う方針を表明し、処理審議会を設置し、翌年3月、「公募のあった3技術の処理方法は特に問題はない。」との答申を受けた。

平成27年(2015)4月、処理審議会の答申に基づき、「焼却施設内汚染物処理技術選定委員会」を開催し、「ジオスチーム法」の技術による無害化処理を処理方法とすることを決定した。

同年7月7日、組合臨時議会において、豊能町内で無害化処理を行うための事業費として総額6億3,720万円のうち4億1,995万3千円を計上する補正予算を計上したが、組合議会は、処理先の地元の了解が未だ得られていないことなど地元調整が不十分であるとして補正予算の採決を保留し、議会を8月6日まで延会とした。

同年8月6日、再開した組合臨時議会において、三池製錬における外部処理委託費用として9,990万円の補正予算を再提案し、組合議会の承認を得た。

同年8月9日、外部処理先である三池製錬へ施設内汚染物を搬出した。

平成28年(2016)7月、神戸市内の産業廃棄物最終処分場において、施設内汚染物(ドラム缶163本)について、関西環境建設に処理を委託し最終処分していたことが発覚した。

同月、施設内汚染物(ドラム缶35本)について、茨城県稲敷市の日本環境保全において処理したことが発覚した。

⑤ 池田勇夫氏

1) 任 期：平成28年10月～現在に至る。

2) 主な取組み

神戸市と茨城県稲敷市から搬出を求められ豊能町内に持ち帰った施設内汚染物(コンクリート固化物・焼却スラグなど)の最終処分を行うにあたり、用地決定などにつき、地元の理解と協力を得るために自治会と協議を重ねているが、平成30年(2018)2月時点において、未だ用地は決定していない。

平成29年(2017)9月、大阪地方裁判所に対し、田中管理者・山口副管理者に対する損害賠償請求訴訟〔平成28年(2016)2月9日に締結した関西環境建設との「産業廃棄物処理委託契約書」及び同日付け「覚書」に基づき同年2月22日に環境テクノロジーに支払った9,650万円にかかる損害の賠償請求〕と環境テクノロジーに対する不当利得返還請求訴訟〔同年2月22日に環境テクノロジーに支払った9,650万円にかかる不当利得の返還請求〕をそれぞれ提起した。

なお、両事件とも現在、係争中である。

(7) 施設内汚染物が長年に亘り無害化処理ができなかった要因

- ① 施設内汚染物が長年に亘り無害化処理ができなかった要因の第一は、歴代の管理者が施設内汚染物の処理が地域における重要な課題である事を十分に自覚されず、熱意をもって地元地域に対し、現地処理の必要性や安全性などを丁寧に訴えず、協力を求めなかったことにあると指摘することができる。

② 平成25年(2013)10月下旬、施設組合は、施設内汚染物の一時保管は豊能町内の西地区で、処理は東地区でとの計画のもとに、高山地区から東ときわ台の消防署倉庫に移送した。

その後、施設組合は、東地区内の町有地である戸知山地内において無害化処理を行うべく関係する自治会と折衝を行い、自治会長や自治会役員らと数回の会合をした結果、前向きな回答を得られたことから、平成27年(2015)6月13日に自治会員の理解を得るべく、施設組合の主催する自治会総会を役員らの協力の下に開催したが、自治会員のなかで無害化処理に反対の意見を持つ住民に対し、理解を得るために必要となる丁寧な説明を施設組合管理者らが十分に行わなかったことから、自治会役員らの努力の甲斐なく、地元における無害化処理に賛同を得られずに終了した。

③ ところが同年7月7日、施設組合は処理場所が未だ決まってもいまいまま組合議会に対し、地元処理費用の補正予算案を提案したことから、組合議会としては補正予算の採決を保留にする以外になく、施設組合に対して、地元自治会への説明と理解と協力を求めるさらなる努力を要請し、1カ月の延会とした。

④ すると施設組合は、早々と地元自治会への再度の説明の約束を反故にしたうえ、同年8月6日になって突如、外部処理を提案したが、ふり返れば、地元住民に対する丁寧な説明を繰り返して地元処理への承諾を得る努力を^{ないがし}蔑ろにする施設組合管理者らの姿勢が、安易に、環境テクノロジーが持ち込んだ施設内汚染物の外部処理に方針を転換させた最も大きな要因であったことを指摘することができる。

3 「施設内汚染物処理技術審議会」は施設内汚染物の処理を「ジオスチーム法」で行うことを答申したこと

(1) 平成26年(2014)12月、施設組合は、鈴木隆一郎をはじめ5名の委員と環境省の課長、大阪府の環境管理室長の2名の臨時委員などの専門家による処理審議会を設置して、焼却施設内汚染物の域内処理(オン・サイト)す

るための処理の方法について検討を依頼した。

- (2) 平成27年(2015)3月、審議会は提案のあった3社の無害化処理技術については、いずれも国の実証調査を経ていることや、ダイオキシン類の処理実績も有していることから、各技術の処理方法は「特に問題ない、若しくはそれ以上に該当する。」との評価を行った。
- (3) 処理審議会の答申をうけて、施設組合は、同年4月、管理者、副管理者、事務局長、環境監、組合理事、総務課長の計9名からなる「焼却施設内汚染物処理技術選定委員会」(以下「選定委員会」という。)を開催し、株式会社鴻池組の保有する「ジオスチーム法(間接加熱脱着と水蒸気分解法)」を処理技術として採用することに決定した。
- (4) 選定委員会の答申を受けて施設組合は、豊能町木代地区の町有地において、「ジオスチーム法」による無害化処理を計画し、木代地区から同意を得るための取組を開始する。
- (5) ところが施設組合は、同年6月13日、木代地区の自治会員に対する説明会を開催したが、地元同意を得るには至らなかった。

4 組合議会が「ジオスチーム法」の予算決議を保留して延会を決議したこと

- (1) 施設組合は、平成27年(2015)7月7日、能勢町役場において開催された組合(臨時)議会に対し、「ジオスチーム法」に基づく補正予算案(処理事業費総額6億3,720万円のうち補正額4億1,995万3千円)を提案したが、組合議会は、未だに木代自治会の同意が得られていないことに懸念し補正予算案の採決を保留にし、臨時議会を同年8月7日まで延会することにした。
- (2) ところが施設組合の田中管理者らは、組合(臨時)議会においては、「ジオスチーム法」による地元処理を推進する方針を唯一の施策であるかのように示しながら、後記5記載のとおり、これと並行し遅くとも平成27年(2015)5月25日以降、三池製錬に対して施設内汚染物の処理を委託する協議

を継続していたほか、福岡県大牟田市役所に対しても施設内汚染物を三池製錬で外部処理する意向を報告していた。

- (3) 施設組合が組合議会に対し、このように外部処理の委託を並行して進めている事実を^{ひとく}秘匿したまま「ジオスチーム法」に基づく補正予算案を提案したが、施設組合が組合議会に外部処理への取り組みを並行して進めていた事実を一切明かにしなかった。

5 田中管理者は施設内汚染物の「地元処理」の検討とは併行して、中井副町長と高木事務局長に対し、外部処理にかかる処理業者の紹介などを環境テクノロジーに依頼させ、三池製錬に処理を依頼していたこと

(1) 環境テクノロジーが施設組合に接触していた経過

- ① 環境テクノロジーは、平成22～23年(2010～2011)ころ、能勢町議会議員を通じて施設組合池田管理者に面会し、少量の施設内汚染物を、小型の溶融炉の開発の試料として提供するように要請したことがあったが、その当時の営業目的は、小型の溶融炉の売り込みであったと報告している。

それに符合するように、平成23年(2011)6月、日本環境保全是稲敷市に対し、施設組合から提供される高濃度ダイオキシン汚染物を用いた無害化実験を申請した。

- ② さらに平成25年(2013)8月にも、中井副町長が稲敷市役所に電話をかけ、日本環境保全において施設組合の施設内汚染物の無害化処理をすることについて、稲敷市に対し、同意の可否を確認していた。
- ③ この事実から、環境テクノロジー・中井副町長・日本環境保全是、遅くとも平成25年(2013)までの間に、施設内汚染物の処理について協議し、施設内汚染物の全量か一部かについて、日本環境保全において処理することも検討していた事実のあることが明らかになる。

(2) 施設組合が環境テクノロジーに対し、外部処理業者の紹介を依頼したこと

- ① 平成26年(2014)10月16日と11月13日、環境テクノロジーは豊能町議会議員を通じて田中管理者や中井副町長と面談した際、環境テクノロジーは田中管理者や中井副町長に対し「どこかやれるところを探したらどうなんですか」(中井:6回:13頁)と施設内汚染物を外部処理できる業者を紹介した場合における施設組合の対応を尋ねていた。
- ② 田中管理者や中井副町長は環境テクノロジーに対し、「だめもと」で施設内汚染物を外部処理できる業者の紹介を依頼した(中井:6回:13頁)ことを認める証言をした。

(3) 環境テクノロジーが三池製錬への外部処理の依頼を開始したこと

- ① 平成26年(2014)秋、田中管理者や中井副町長から処理業者の紹介の依頼を受けていた環境テクノロジーは、平成27(2015)年3月下旬、三井金属の元役員からの紹介を受けて三池製錬に電話を架けて、施設内汚染物の外部処理の可能性について問い合わせを開始した。
- ② 同年4月6日、環境テクノロジーは三池製錬から受注業務の代行の依頼を受けている日本鉱産(福岡営業所)を訪問、施設内汚染物の外部処理について協議し、日本鉱産はその内容を4月28日に三池製錬に報告した。
- ③ 三池製錬は本委員会に対し、日本鉱産からの伝聞の情報として、4月6日に「環境テクノロジーから、2002年の焼却炉解体工事で発生したばいじんや汚泥が、高ダイオキシン濃度のため処理できず、ドラム缶で保管されているので、三池製錬で処理できないか、豊能町から相談を受けた処理先を探している。14年も経過しており、騒がれることはない。」と豊能町から相談を受けていることを踏まえて、外部処理を要請されていた事実を報告している。
- ④ 環境テクノロジーから外部処理の打診を受けた三池製錬は「社内検討が必要であり、社内で検討しなければ可否は返答できない。」と回答した旨を報告している。

- ⑤ その間、環境テクノロジーは、4月6日の面談の際には、施設内汚染物にかかるダイオキシンの濃度が記載されたデータを提供し、5月7日の面談の際には、ダイオキシン以外の項目もデータを（日本鉱産を通じて）三池製錬に渡していたが、その事実から、遅くとも4月6日の以前から、田中管理者や中井副町長らは環境テクノロジーに対し施設内汚染物にかかるデータを交付するとともに、環境テクノロジーから施設内汚染物の外部処理の打診を三池製錬に行っていることも告知されていたことは明らかである。
- ⑥ 三池製錬は本委員会に対し、その間の環境テクノロジーの立場について、「長期間処理に困っていた廃棄物を施設組合に代わって新しい処理先を探し出し、それを紹介する役割」を持つ代理店的役割と理解したと報告しているが、その事実からは、平成26年秋の「だめもと」の業者紹介の依頼から平成27年4月迄の間に、施設組合と環境テクノロジーとの間において、依頼の内容が、一方的に外部処理業者の名前を紹介することに止まらず、処理の具体的な内容や処理費などの条件の協議に拡大していたことが分かる。
- ⑦ 中井副町長は、5月20日に大牟田市を訪問する以前の4月、ゴールデンウィーク前に三池製錬で処理できるのではないかとの話を（環境テクノロジーから）もらい、（大牟田市役所に）電話を架け、（三池製錬での処理について、地元の自治体として）非常によい感触を得ていたと証言すると共に、5月20日、一人で大牟田市役所を訪問した事実を認める証言をした。（中井：6回：15頁）

（4）5月25日、施設組合が三池製錬に面談し、施設内汚染物のサンプルを提供したこと

- ① その後、5月25日、施設組合の中井副町長と高木事務局長は、環境テクノロジーの調整の下に、三池製錬の親会社である三井金属の大阪オフィスにおいて、三池製錬と初めて面談し、施設内汚染物の外部処理を依頼した。
- ② 中井副町長は、5月25日に施設組合から申し出た内容について「我々

のほうから福岡の三池製錬のほうで処理いただきたいということを、親会社である三井金属の方に、意向を伝える場であった。」と証言している。

(中井：6回：16頁)

③ 他方、三池製錬は、5月25日の時点において、施設組合からは(三池製錬への外部処理の依頼とともに)処理審査会の答申を受けて地元処理をすることを並行して進めているとの説明は全くなく、外部処理の依頼を受けたと認識していた旨を証言している。(大石：13回：13頁)

④ しかし、5月25日の時点における三池製錬の対応に関し、三池製錬は、環境テクノロジーから施設内汚染物の処理について依頼を受け、データの提供を受けていたものの、処理を受託できるか否かの最終判断は、施設内汚染物の現物のサンプルの提供を受け、自社で分析し、工程的にも処理ができるか否かを見極めることが必要であったと証言している。(大石：13回：11頁)

そこで5月25日の面談の際、三池製錬は施設組合に対し、施設内汚染物のサンプルの提供を要請した。

⑤ 施設組合は三池製錬からの要請をうけ、施設内汚染物のサンプルを「主灰」・「飛灰系」・「汚泥系」と区分して5月27日と6月1日の2回に分けて送付し、三池製錬はサンプルの分析結果の報告を6月12日と6月23日に受けた旨を本委員会に報告している。

⑥ 以上の経過に照らせば、三池製錬は、6月23日のサンプルの分析結果の報告を受けて、その後間もなく、施設組合から依頼を受けていた施設内汚染物の処理を受託することを社内的には決定したことになる。

⑦ ところで、三池製錬は、施設組合からの正式依頼を受ける7月21日までの約1ヶ月間について、接触や報告した事実はないと証言(大石：13回：14頁)しているが、日本鉱産(福岡営業所)は、6月24日、廃棄物の運送業者である森商事を同行させ豊能町を訪問しており、中井副町長との間で、施設内汚染物の三池製錬への搬出方法、大牟田市への特別管理一般廃棄物の処理にかかる域外処理の通知の方法などの打ち合せも行っていた

ほか、施設内汚染物の現物の確認や保管状況の確認を行った事実を報告していることに照らせば、中井副町長は、6月23日のサンプルの分析結果を受けた三池製錬が施設内汚染物の処理を引き受けられるとの判断をしたことを認識したうえで、その間も、日本鉱産との間で、施設内汚染物の外部処理に向けた準備を着々と進めていたことが分かる。

6 施設組合は、7月7日に組合議会が「ジオスチーム法」の予算決議を保留して延会を決議した後、直ちに三池製錬での外部処理を行うことに方針を転換したこと

(1) 施設組合が三池製錬での処理を行うことに方針を転換した経過

- ① 田中管理者は、7月21日、中井副町長と高木事務局長を三池製錬に派遣して、施設内汚染物の処理を行うことを正式に依頼した。
- ② 7月7日の組合議会の後、田中管理者・中井副町長はそれまでの「ジオスチーム法」による地元処理から、三池製錬における外部処理に、非常に短い期間で方針を転換したが、その経過について、中井副町長は「7月の末に近いころに、最終的に三池製錬がゴーしてくれた。それを受けての（田中管理者との）協議。その中で受けてくれるなら、アウトソース（三池製錬での外部処理）でいこうと。こういうふうになった。」と証言（中井：6回：19頁）するが、中井副町長は「なぜそうであったかというのは、思い出せません。順序を含めて、理由も含めて。」などと、意図的に曖昧な証言（中井：6回：20頁）を繰り返した。
- ③ というのも、施設組合は、7月7日の組合臨時会の後、7月18日に行った地元の木代地区の幹事会において、7月25日又は26日に地元説明会の開催を幹事会に対し要請していたからである。
ところがその後、施設組合は地元説明会を行わないことを幹事会に連絡した。

(2) 施設組合の方針転換は田中管理者と中井副町長らの協議により僅か7月19日から21日までの間に断行されたこと

① 7月18日には7月25日又は26日に地元説明会を予定していたことに照らせば、施設組合の田中管理者や中井副町長らは、7月19日から21日までの僅か2～3日の間で、大きな方針転換をしたことになる。

しかしながら、方針転換に際して、組合議会の関係者はもちろん、大阪府などとの協議を行わず、秘密裏に独断専行した。

② 本委員会の調査においても、田中管理者や中井副町長らの方針転換に環境テクノロジーがどのように関与したのか、その内容や経過は解明されなかったが、後記7記載のとおり、中井副町長が三池製錬の提出した処理費の見積書の金額に対し、環境テクノロジーに支払うべき法外な報酬の上乗せを指示した経過を見れば、この方針転換について、環境テクノロジーが深く関わっていたことは間違いない。

③ しかしながら、田中管理者と中井副町長による拙劣な方針の転換が、その後施設内汚染物の処理をめぐる、数々の廃棄物処理法に違反する違法な処理や環境テクノロジーへの法外な報酬の支払などの事態を生む重大な岐路となったことに照らせば、田中管理者と中井副町長らが現地処理から秘密裏の独断専行によって、外部処理へ方針を転換した誤りは重大であり、かつその責任もまた重大である。

7 田中管理者・中井副町長・高木事務局長らは環境テクノロジーに対し、施設内汚染物の処理事業の予算枠を1億円として処理業者との処理委託契約の取りまとめを依頼したうえ、三池製錬に対して処理費の見積書の金額に環境テクノロジーに支払うべき法外な報酬の上乗せを画策したこと

(1) 三池製錬は施設内汚染物の処理費につき915円/kgの見積書を施設組合に郵送し、高木事務局長のメールにも添付したこと

- ① 7月21日、中井副町長と高木事務局長は三池製錬を訪問し、日本鉱産（石井福岡営業所長）の同席のもと、施設内汚染物の処理を依頼した。
- ② その際、三池製錬は中井副町長と高木事務局長に対し、処理費について「サンプルの分析結果は事前に受領したデータよりも高いものはあった。従って、処理費は高濃度のものは1,500円/kg、低濃度のものは500円/kgとなる」と返答し、中井副町長は「それで処理してもらえるなら構わない。」と答え、口頭で施設内汚染物の処理について、施設組合と三池製錬とは大筋合意した。（三池製錬の回答、大石：13回：18頁）
- ③ その結果、同日夜、日本鉱産（石井所長）は、三池製錬に対し、施設内汚染物（主灰系・飛灰系・その他・汚泥のドラム缶198本）の処理費につき、おしなべて915円/kgとする平成27年7月22日付け「見積書」と同日付け「明細書」を起案して、三池製錬の確認を求めた。
- ④ 7月23日、日本鉱産は（三池製錬から上記③の確認を受け）施設組合（高木事務局長）に対し、「処理費明細書」・「見積書（915円/kg）」・「分析報告書」を郵送するとともに、同日12時20分、高木事務局長にメールして、上記の書類を郵送したことを報告すると共に、上記の書類を添付した。

（2）中井副町長が三池製錬に対して処理費の見積書の金額に環境テクノロジーに支払うべき法外な報酬の上乗せを画策したこと

- ① ところが7月24日、中井副町長は日本鉱産（石井所長）に対して、「予算化された1億円から、三池製錬の実践の処理費である915円掛ける当該数量を差し引きした金額を環境テクノロジーへのコンサルタントフィーとして残額の全額を支払いたい。」と電話を架けて、三池製錬側が提示した見積書に基づく正規の処理費用にコンサルタント手数料を上乗せした見積書を作成することを指示した。（大石：13回：25頁）
- ② さらにその後、高木事務局長は、日本鉱産（石井所長）に対し、施設組合が施設内汚染物の処理費として支払う費用を1億円に近くするため、見積

書の処理費の金額を2,500円/kgとし、かつ、処理量を37トンにするように指示した。(大石:13回:26頁・27頁)

但し、契約書上の処理量(発生量)は、約35トンとすることにした。

- ③ このような経過で、7月31日、三池製錬は施設内汚染物(発生量約37トン)について2,500円/kgとする見積書を作成した。
- ④ しかしながら、このように中井副町長から「コンサルタント手数料を一本にまとめた見積書の作成を指示されたこと」について、三池製錬は「当社は、環境テクノロジーに対してコンサルタント料を支払う立場にはなく、当社が支払うことにもなっていないので『名目』などない。中井副町長から、本来施設組合が施設組合のコンサルタントである環境テクノロジーに対してコンサルタント手数料を支払うことになっており、それもまとめて見積もりにして欲しいといわれ、それに応じることとしたものである。当社の処理委託費は、キロ当たり915円であるが、客先にはコンサルタント手数料が発生しており、客先から見積もりを一本にまとめてほしいと要請を受けたので、協議のうえそれに応じることとした。そこで、日本鉱産が商流に入り、施設組合と環境テクノロジーおよび日本鉱産の3者がコンサルタント手数料の支払いに関する『覚書』を取り交わし、施設組合が日本鉱産を経由して環境テクノロジーにコンサルタント手数料を支払うこととなった」と本委員会に回答し、三池製錬は本委員会に中井副町長や高木事務局長へ送信したメールなどの記録も提出している。
- ⑤ 三池製錬が本委員会に提出した平成27年(2015)8月1日付けの日本鉱産(株)石井伸介から中井副町長に対する「契約書案及び覚書(案)送付の件」のメールには、「支払いに関する覚書」に関連して環境テクノロジーが日本鉱産に対してコンサルタント手数料1,585円/kgを請求することを明記した「覚書」が添付されているが、そのような「覚書」の作成を求められたという記録や「覚書」自体は、本委員会の調査によっても施設組合に保管されていなかった。

しかしながら、その経過から、三池製錬(日本鉱産)は、コンプライアンス

スを確保するべく、施設組合（中井副町長）の指示により実際の処理費に上乗せして環境テクノロジーに対するコンサルタント手数料を支払うことになった経過を明記する「覚書」の作成を施設組合に求めたことが分かる。

ところが施設組合は、三池製錬（日本鉱産）に実際の処理費に上乗せして環境テクノロジーに対するコンサルタント手数料を支払うように指示した事実が明らかになることを嫌悪し、三池製錬（日本鉱産）から郵送されてきた「覚書」に署名・捺印して返送した後になって「何とかしてほしい」などと交渉していた。

その事実について、高木事務局長は「恐らく1,585円、第2条、手数料というところに書いてある・・・この覚書は、管理者にもご了解いただいて、業者間の調整でこうなりましたということでご提示いただいたものを、組合として確認するということでお返しした・・・そのままうち（施設組合）としてはお返しした」（高木：15回：19頁）と認める証言をし、さらに「覚書は二つございます・・・管理者には当然、これはご了承いただいた上で・・・一旦お渡ししました・・・一旦、お渡ししながら、これちょっと何とかしてほしいというご相談はさせていただいておって・・・未手続のまま、覚書の多分、一旦お渡ししている状態のまま、今まで来ていたのではないかと証言し（高木：15回：34頁）、高木事務局長をはじめ田中管理者も、環境テクノロジーのコンサルタント手数料が1,585円/kgであることを認識していたうえで、この「覚書」の破棄や返還を「何とかしてほしい」と三池製錬に要請していた事実をも認める証言をした。

- ⑥ 三池製錬は、処理費用の見積書の作成経過などを踏まえ、環境テクノロジーの立場について、当初の「代理人的役割」に止まるものではなく、コンサルタントであると認識した（大石：13回：24頁）が、その理由について、「この焼却灰の処理に向けてのさまざまな機能を有している。加えて8月6日の処分委託契約書以降についても、定期的に施設組合と三池製錬の接触の際、発言はしないが陪席していた。」からであると証言している。

（大石：13回：28頁）

8 8月6日、施設組合は三池製錬との間に施設内汚染物の処理について「廃棄物資源化処理契約」を締結し、森商事との間に「焼却灰収集運搬業務委託契約」を締結し、施設組合は施設内汚染物を三池製錬に搬出したこと

(1) 施設組合と三池製錬との間における施設内汚染物の処理委託契約などの締結経過

- ① 8月6日、施設組合は三池製錬との間に施設内汚染物の処理について「廃棄物資源化処理契約書」を締結した。
- ② また、同日付けで施設組合と日本鉱産と環境テクノロジーは「支払に関する覚書」を締結し、この「覚書」において、施設組合は、「処理契約書」第4条に記載した「単価に基づき算出した処分業者に関する報酬及び消費税」を日本鉱産に支払うことを明記した。
- ③ また上記7・(2)・⑤～⑥に記載した「支払いに関する覚書」に関連して環境テクノロジーが日本鉱産に対してコンサルタント手数料1,585円/kgを請求することを明記した「覚書」は作成されたものの、施設組合の記録からは破棄し^{いんたく}隠匿された。

(2) 施設組合と森商事との間における施設内汚染物の運送契約の締結経過

- ① 日本鉱産と森商事は、上記5・(4)・⑦記載のとおり、6月24日、豊能町を訪問し、中井副町長との間で、施設内汚染物の三池製錬への搬出方法、大牟田市への特別管理一般廃棄物の処理にかかる「域外処理の通知」の方法などの打ち合せを行っていたほか、施設内汚染物の現物の確認や保管状況の確認をしていた。
- ② 7月23日、7月31日、森商事は日本鉱産と豊能町を訪問し、施設内汚染物の三池製錬への搬出方法、大牟田市への特別管理一般廃棄物の処理にかかる「域外処理の通知」の方法などの打ち合せを継続した。
- ③ 8月6日、施設組合は森商事との間に業務委託料136万800円/2

0 t 平ボディートレーラー車（3 車）とする「焼却灰収集運搬業務委託契約書」を締結した。

- ④ 8 月 9 日、施設組合は施設内汚染物を搬出し、8 月 1 0 日、三池製錬に搬入した。

（3）大牟田市に対する「域外処理の通知」の経過

8 月 6 日、施設組合は大牟田市に対し、廃棄物処理法第 6 条の 2 第 3 項に基づく施行令第 4 条の 3 に規定する通知（特別管理一般廃棄物の処理にかかる域外通知）を行った。

9 施設組合が環境テクノロジーに法外なコンサルタント手数料の支払をすることになった理由

- （1）上記 7・（2）記載のように、施設組合（田中管理者・中井副町長・高木事務局長ら）が、環境テクノロジーに法外なコンサルタント手数料を支払おうとした理由としては、平成 2 7 年（2 0 1 5）7 月 2 1 日までの間に、施設組合（田中管理者・中井副町長・高木事務局長ら）と環境テクノロジーとの間に、「施設内汚染物の処理を 1 億円で委託するという請負契約となる合意」を締結していたからとしか考えられない。

というのも、単に、環境テクノロジーが処理業者を紹介するだけの仲介業務を請け負っていたのであれば、三池製錬での実際の処理費が 9 1 5 円/kg であるのに対し、その二倍に近い 1, 5 8 5 円/kg ものコンサルタント手数料を環境テクノロジーに支払おうとはしないと考えられるからである。

単なる仲介報酬であれば、宅地建物取引業者の仲介報酬の上限である「契約額の 3 % + 6 万円」や、商社手数料の相場である「3 ~ 5 %」に止まり、処理委託費（1 億円）から実際の処理費（9 1 5 円/kg × 3 5 t = 3, 2 0 2 万 5 千円）との差額（6, 7 9 7 万 5 千円）の全てを仲介報酬とはしないからである。

- （2）施設組合（田中管理者・中井副町長・高木事務局長ら）と環境テクノロジー

との間に、「施設内汚染物の処理を1億円で委託するという請負契約となる合意」を締結していたからこそ、三池製錬での無害化処理が不可能になった後においても、後記11・13記載の経過により、関西環境建設と日本環境保全において「処理」したことの処理委託費として9,650万円を支払い、その中から環境テクノロジーが実際の処理費（新生興業が支払を受けた500万円）を除く残金（9,150万円）を環境テクノロジーがコンサルタント手数料として受領することができるようにしたのである。

(3) 本委員会は、施設組合（田中管理者・中井副町長・高木事務局長ら）と環境テクノロジーとの間に、「施設内汚染物の処理を1億円で委託するという請負契約となる合意」を締結していた事実を解明しようとしたが、公式の契約書を作成もせず、「施設内汚染物の処理を1億円で委託するという請負契約となる合意」を締結して処理させ、法外なコンサルタント手数料を収受させた行為は、背任行為（刑法247条）や無許可業者に対する処理委託や不法投棄などの廃棄物処理法違反（25条六号他）を構成する犯罪行為に該当することから、施設組合（田中管理者・中井副町長・高木事務局長ら）はその事実を明らかにしようとはしなかった。

(4) ようやく本委員会が解明することができた事実はずぎの事実である。

- ① 施設組合（田中管理者・中井副町長）は、遅くとも平成27年4月初旬には環境テクノロジーに対し、予算の範囲内（1億2,800万円）を示して三池製錬での無害化処理について依頼した。
- ② 三池製錬との協議について環境テクノロジーから報告を受けた中井副町長は、環境テクノロジーに対し、施設内汚染物の処理費の枠について1億円であることを示した事実を認めることを証言（中井：6回：21頁他）しているものの、中井副町長から環境テクノロジーに対する依頼の具体的な内容や、成約した場合に施設組合が環境テクノロジーに支払うべき報酬の内容などに関する協議の内容や経過は明らかにしようとはしなかった。
- ③ さらに施設組合（田中管理者・中井副町長・高木事務局長ら）は、環境テクノロジーに委託した業務の内容については「施設内汚染物の処理ができ

る業者の紹介」であることを認める証言はするものの、環境テクノロジーとの間にコンサルタント契約を締結した事実と同契約に基づくコンサルタント手数料を支払うことを合意した事実のどちらも^{かたく}頑なに認めようとしなかった。

10 三池製錬に施設内汚染物が搬入された後の経過

- (1) 8月10日に三池製錬に搬入された施設内汚染物は、当初、搬入後直ちに無害化处理されることが予定されていたが、8月7日、全国紙の新聞（毎日新聞）に報道されたことが切掛けになって、大牟田市役所は三池製錬に対し、大牟田市議会や地元漁業組合の了解が取り付けられるまでの間、施設内汚染物の処理をストップすることを指導した。
- (2) この間、8月19日に開催された大牟田市議会都市環境経済委員会に対し、大牟田市は「域外処理の通知」を受理した経過を報告するとともに、「今後、処理に当たっては、全量を処理する前に一度当該焼却灰の一部を試験的に処理し、排ガス中のダイオキシン類の測定を実施して、その安全性を確認した上で全量処理を行う方向で調整している。」と報告していた。
- (3) しかし11月中旬になって、地元の漁業団体（三浦第一漁業協同組合・有明海漁業協同組合連合会）が三池製錬に対し施設内汚染物の処理については、正式に反対を表明したことから、三池製錬は施設内汚染物の処理はできないと判断した。
- (4) 12月2日、三井金属大阪オフィスにおいて三池製錬は、中井副町長・高木事務局長・環境テクノロジーに対し、施設内汚染物の処理ができない旨を申し出た。
- (5) 12月16日、環境テクノロジーは、後記12記載の経過での関西環境建設における処分を計画し、三池製錬に残置されていた施設内汚染物の中から代表的なサンプルの採取を三池製錬に依頼して、新生興業に送付し、12月20日、新生興業はそのサンプルを関西環境建設へ送付した。
- (6) このような経過で三池製錬は、地元団体からの反対表明を受けたことを理

由に、大牟田市が指導していた「焼却灰の一部の試験的な処理と排ガスの測定（モニター検査）」も実施できないまま、平成28年（2016）1月28日、施設組合（高木事務局長）に、処理できない旨を最終的に通知した。

（7）ところが施設組合は、このような経過で三池製錬において施設内汚染物の処理ができなくなった事実を、組合議会をはじめ、大阪府その他にも報告することなく、後記12や14記載の経過により、施設内汚染物の違法な処理を独断専行した。

（8）同年2月15日、施設組合は、施設内汚染物を三池製錬から後記12・（1）、後記14・（1）記載の経過により、関西環境建設に搬出した。（但し、そのうち施設内汚染物ドラム缶35本は環境テクノロジーが保有していたとする兵庫県たつの市の工場に搬出した。）

1.1 三池製錬での処理が不可能になった時点で施設組合が執り得るべき対応

（1）上記10・（3）以下の経過で、三池製錬において施設内汚染物の無害化処理が不可能になった時点において施設組合が執り得るべき対応は、まず施設内汚染物を大阪府豊能郡の施設組合の保管施設へ持ち帰ることであった。

（2）高木事務局長は、三池製錬において施設内汚染物の無害化処理が不可能になった時点において施設組合が執り得るべき対応の一つに「三池のところにそのまま置きながら、三池に責任を求めていくという方法」（高木：10回：7頁）のほか、「持って帰ってくる・・・のは一つの選択肢で当然ある」（高木：10回：8頁）と証言するが、さらに「3つの選択肢があって」（高木：10回：9頁）と証言した。

高木事務局長は、その第三の選択肢につき「産廃として認定し、処理業者を確保していったという流れ」と証言（高木：10回：10頁）するものの、第三の選択肢をいつ誰がどこで提案し、誰と誰の協議のなかで施設組合

の方針にしたのか、その協議において環境テクノロジーからの情報提供や方針の決定において果たした役割などについては^{かたく}頑なに明らかにしようとしなかった。

(3) しかしながら三池製錬での処理が不可能になった後、短期間のうちに、後記12記載の経過により関西環境建設で処理し、後記14記載の経過により日本環境保全で処理したことに照らせば、「第三の選択肢」を決断するにあたり、環境テクノロジーが深く関与したことは間違いがない。

むしろ、神戸市が新生興業への事情聴取のなかでいみじくも「組合と関西環境建設との契約があるが、組合は契約に対する認識がない、関西環境建設はどここの会社なのか、どういう処理をするのか、その後、どうなるのか、全く認識がない。・・・組合は環境テクノロジーに幾ばくかのお金で処理を委託した。環境テクノロジーはそれを新生興業に委託した。新生興業がさらに関西環境建設に委託した『覚書』の文章はそうとられてもおかしくはない。・・・組合は許可のないところに委託した・・・委託基準違反になる、環境テクノロジーは無許可による受託。新生興業は再委託にひっかかる。」と意見を述べていることに照らせば、施設組合（田中管理者・中井副町長・高木事務局長）は、環境テクノロジーとの間に締結した「施設内汚染物の処理を1億円で委託するという請負契約となる合意」に基づき、環境テクノロジーに対し、三池製錬での処理が不可能になった後においても、引き続き施設内汚染物の処理を一任し、環境テクノロジーが考えついた「第三の選択肢」の採用を決定することで、また、山口副管理者は、この「第三の選択肢」を追認することで、ともに施設内汚染物の処理を終わらせようとしたと理解することが最も合理的である。

12 施設組合が、施設内汚染物のうち、関西環境建設で処理できない高濃度ダイオキシン類汚染物であるドラム缶35本を除く

163本について、関西環境建設に産業廃棄物の名の下に違法処理させた経過

(1) 環境テクノロジーが三池製錬から提供を受けたサンプルに基づいて施設内汚染物（198本のドラム缶）のうち、実験の名の下に高濃度汚染一般廃棄物として処理する35本と、通常の産業廃棄物として最終処理する163本とに分別した経過

- ① 環境テクノロジーは、「三池での処理がやばいと思ったのは」12月頃で、「三池で（高濃度の部分を含めて）できない場合は、一般の業者で、溶融方式でそういう（高濃度の部分の処理）ことをやれるところは限られており、普通では難しいだろうと思い、そう考えた時点から、日本環境保全の方に依頼した。」と証言している。（井上：12回：22～23頁）
- ② また環境テクノロジーは、「神戸の話をするまでに、北九州の業者を当たったが上手くいなくて、姫路の業者（玉井鉄工所）を通じて神戸の業者（新生興業）に依頼したところ、取り敢えずサンプルを送れということでサンプルを送り、そのうちの大半を処理すると言う話になった。」とも証言している。（井上：13回：24頁）
- ③ 環境テクノロジーから施設内汚染物の処理先の手配の依頼を受けた新生興業は、神戸市の調査に対し、つぎのように報告している。
 - 1) 11月頃、解体工事の取引先から環境テクノロジーを紹介され、環境テクノロジーから、「九州にある燃え殻を処分できないか？もしくは処分できるところを手配できないか？」と依頼された。また燃え殻の分析結果の提供を受けた。
 - 2) 12月9日、環境テクノロジーから大牟田市に保管されているダイオキシンを含む産業廃棄物の燃え殻の処分を相談され、新生興業は、（ダイオキシンを含む）産業廃棄物の燃え殻の処分の許可を有している関西環境建設を提案し、協議したが、情報が不足していたので、排出事業者名、再分析の必要性、産業廃棄物の性状や量、サンプル提出の可能性などを打ち合わせた。

- 3) 12月14日に提供された分析データに基づき、新生興業は必要なサンプルを指定する旨のメールを環境テクノロジーに送った。
- 4) 12月17日、環境テクノロジーは指定された4種類4本のサンプリングを行い、新生興業にサンプルと「サンプリング種別一覧」を提供した。
- 5) 12月20日、新生興業から関西環境建設にサンプルを郵送した。
- 6) 平成28年(2016)2月4日、関西環境建設が依頼していたサンプルの分析結果が出て、関西環境建設から新生興業に対し「受入不可の物がある」との申し出があった。
- 7) 2月13日、新生興業は関西環境建設の処理費の見積書を環境テクノロジーに送付して約500万円を提示し、環境テクノロジーから「その金額でいいので処分を急いでほしい。」と了解を得た。

併せて、関西環境建設の判断にて処理不可となったドラム缶35本は受け入れできないと報告し、環境テクノロジーから了承された。

- ④ 神戸市の調査における新生興業の報告に照らせば、施設内汚染物(198本のドラム缶)については、その後、実験の名の下に高濃度汚染一般廃棄物として処理されることになる35本と、通常の産業廃棄物として最終処理する163本とに最終的に分別されたのは、上記③・7)記載のとおり、平成28年2月13日に新生興業が環境テクノロジーに対し、35本が関西環境建設の判断にて処理不可となったと報告した後となり、実際には平成28年2月13日から15日までの僅か2~3日の間に分別されたことになる。
- ⑤ 施設組合(田中管理者、山口副管理者、中井副町長、高木事務局長ら)は、当初、施設内汚染物を35本と163本に分別したのは施設組合であると頑^{かたく}なに証言していたが、辻褄が合わなくなると、最終的には、実際の作業については、三池製錬からドラム缶を搬出する時点である平成28年2月15日までに、環境テクノロジーに依頼した事実を認める証言をした。(高木:8回:34頁他)

⑥ ところが田中管理者は、「要は実験資料、実験をしたいというところが、高濃度の試料にしたいということで、35本と163本に分けた」との証言を繰り返した（田中：9回：30頁）が、上記④記載の事実経過とも明らかに矛盾する。

さらに高木事務局長も「我々としては、高濃度のものを実験資料として提供してほしいということで、まずは、比較的、実験のほうに提供しているのが4桁以上の、4桁、5桁の濃度のものである。それを除くと2桁以下の濃度しかない。我々、高濃度のものということで4桁以上のものを提供することにした。施設組合としては、あくまでこういうことでより分けて、実験の申し出があったところに任せた。」などと証言（高木：10回：18頁）するが、その証言の内容はすべて上記④記載の事実経過と矛盾するものになっている。

（2）施設組合が、施設内汚染物の種別をそれまでの「一般廃棄物」から「産業廃棄物」に変更した経過

① ところで、三池製錬における処理を予定して搬出した施設内汚染物の処理ができなくなると、上記11記載のとおり、施設組合として執り得る方法は、原則的には、一旦、施設内汚染物は大阪府豊能郡の施設組合に持ち帰るしかない。

仮に三池製錬に代わる処理業者が確保されるのであれば、その処理業者と処理委託契約を締結し、その処理業者の所在する市町村に対し、「域外処理の通知」を行い地元市町村の承諾の下に処理を行うことになるが、短期間の内に、そのような処理業者が見つかるはずもなかった。

② 上記（1）・③・1）の経過を見れば、環境テクノロジーは遅くとも平成27年11月には、すでに「産業廃棄物である燃え殻」として処理業者の手配の活動を開始していたことが分かる。

このような環境テクノロジーの行動に照らせば、平成27年11月以前に、施設組合と環境テクノロジーとの間において、施設内汚染物の種別を

「一般廃棄物」から「産業廃棄物」に変更して、環境テクノロジーが産業廃棄物として処理先を確保することが確認されていたことは間違いない。

というのも、そうでなければ、環境テクノロジーが平成27年11月から開始した（産業廃棄物）処理業者探しの活動の全てが徒労に帰すからである。

- ③ ところが、施設内汚染物の種別を「一般廃棄物」から「産業廃棄物」に変更した経過について、田中管理者、山口副管理者、中井副町長、高木事務局長は、口を揃えて「内容物の確認状況や採取場所、採取日など当時の資料とその作業を実施した担当者からの聴き取りを基に検証した。」と証言したほか、施設組合内部において協議した時期についても「具体の検討といえれば平成27年12月ころだったと思う・・・28年1月に管理者と協議して決めた。」と証言（田中：5回：66頁、田中：9回：28～30頁、山口：5回：21～23頁、中井：6回：36～39頁、中井：7回：35～40頁、高木：8回：27～30頁他）するが、上記②に照らせば、田中管理者、山口副管理者、中井副町長、高木事務局長の証言は合理的ではなく、かつ信憑性のあるものではなく、意図的に虚偽の証言を繰り返していると言えない。

1 3 施設組合が関西環境建設との間に「産業廃棄物処分委託基本契約書」を締結し、施設組合と環境テクノロジーと新生興業と関西環境建設が「覚書」を締結することによって、施設組合が環境テクノロジーに対し、法外なコンサルタント手数料の支払を行った経過

(1) 施設組合が関西環境建設との間に「産業廃棄物処分委託基本契約書」並びに「覚書」を締結した経過

- ① 施設組合と関西環境建設が平成28年（2016）2月9日に締結した「産業廃棄物処分委託基本契約書」によれば、本件汚染物のうち163本

[特別管理産業廃棄物（燃え殻）6 t、（ばいじん）16 t、（汚泥）4 t、産業廃棄物（汚泥）1 t]については、つぎの内容で最終処分することが約定されている。

- ・ 処分業者 関西環境建設(株)
- ・ 処分の場所・方法 (株)環境保全センター（神戸市西区神出町東字座頭1 2 1 6 番4他）・埋立処分
- ・ 処分単価 別紙見積書（3000円/kg）のとおり。
- ・ 搬入業者 施設組合による自社運搬
- ・ 情報の提供 施設組合は「廃棄物データシート」の項目を参考に書面の作成を行う。
- ・ 支払に関する覚書 施設組合は産業廃棄物処理業務に関する報酬及び消費税を環境テクノロジーに支払う。

② しかしながら上記①の契約内容は、施設組合と関西環境建設が直接に協議して合意した後に契約を締結したのではなく、環境テクノロジーが施設組合のコンサルタントとして一任されたうえ、処理業者の手配を依頼した新生興業を介して成約されたものであった。

③ 新生興業は、神戸市の調査に対する報告において、施設組合と関西環境建設との間の「産業廃棄物処分委託基本契約書」締結の経過については、新生興業が契約書を作成し、関西環境建設の事務所に新生興業が持参し、関西環境建設の記名押印を受けた後に、環境テクノロジーと同事務所の近辺で待ち合わせたうえ、施設組合の捺印をもらう為に、環境テクノロジーに渡したと報告するとともに、時系列に従ってつぎのように報告している。

（以下、月日は平成28年である。）

1) 2月2日、3日頃、環境テクノロジーが作成した「契約書」と「覚書」に基づいて協議したが、新生興業は「未だ分析結果が出ておらず受入の可否も確定していない。急がされても困る。」と対応し、関西環境建設に迷惑をかけることがないようにするべく新生興業が「産業廃棄物処分委

託基本契約書」と「覚書」を作成することにした。

- 2) 2月4日、5日、6日頃、新生興業は環境テクノロジーに対し、施設内汚染物の三池製錬からの搬出については関西環境建設から断られた旨を伝えたところ、環境テクノロジーは、「施設組合による自主運搬で行う方向で調整する」と返答した。

新生興業は環境テクノロジーに対し、施設内汚染物の排出場所を三池製錬(大牟田市)とすると廃棄物処理法違反のおそれがあることから、排出場所を、一旦、大阪府豊能町に持ち帰ったうえで、豊能町から神戸市へ排出することを確約した。

- 3) 2月13日、新生興業は関西環境建設から提出された処理費用の見積書を環境テクノロジーに送信して、約500万円を提示し、環境テクノロジーから「その金額でいいので処分を急いでほしい。」と了解を得た。

同日送信した関西環境建設から提出された処理費用の見積は、つぎのとおりである。

(主灰系) 燃えがら	Kg	単価	90円
(飛灰系) ばいじん	kg	単価	80円
(c 浄化槽汚泥) 汚泥	kg	単価	35円
(b 汚泥) 汚泥	kg	単価	1000円

また当日、新生興業は環境テクノロジーに対し、関西環境建設の判断によって処理不可となったドラム缶35本は受け入れできないと報告し、環境テクノロジーの了承を得た。

なお当日、新生興業は環境テクノロジーに、搬入前に500万円を前受金として支払うことを要望したが、環境テクノロジーからは出来ないと断られた。

- 4) 2月15日、新生興業は、三池製錬から施設内汚染物を搬出のための現地積み込みに立ち会った。
- 5) 2月23日、関西環境建設から新生興業に請求書が郵送され、新生興業は環境テクノロジーに対する前受金500万円を売上げ計上した。

なお、関西環境建設から新生興業に対する請求金額は、サンプルの分析料金を含め総額294万678円であった。

(2) 施設組合は、環境テクノロジーが法外なコンサルタント手数料を收受できるようにするため「産業廃棄物処分委託料」の支払先を環境テクノロジーにする「覚書」を締結した経過

- ① 施設組合と環境テクノロジー・新生興業・関西環境建設が平成28年2月9日に締結した「覚書」によれば、施設組合は、産業廃棄物処理業務に関する報酬及び消費税を環境テクノロジーに支払い、環境テクノロジーは新生興業に報酬及び消費税を支払い、新生興業は関西環境建設に報酬及び消費税を支払うことが約定されている。

この「覚書」に基づき、環境テクノロジーは施設組合から支払を受けた処理委託料(9,650万円)の中から、新生興業に実際に支払う報酬(500万円)を控除した残額(9,150万円)について、その全てをコンサルタント手数料として收受することができた。

- ② 環境テクノロジーが上記①のような法外な報酬を收受することが出来た最も大きな原因は、施設組合(田中管理者・中井副町長・高木事務局長ら)が、環境テクノロジーとの間に「施設内汚染物の処理を1億円で委託するという請負契約となる合意」を締結していたことにある。

その事実、施設組合の誰もが関西環境建設とは直接に交渉もしていないことに現れている。

- ③ またその事実、中井副町長が、「これも大前提の話なんですけれども、三池がだめということで、つぎをどうするかというときに・・・管理者から受けた指示というのが、予算の範囲内で、ほかにできるところがあればということでしたので、協議というよりも、これを前提として、決まった価格の中でそういうことであった」と証言(中井:15回:61頁)し、3,000円/kgに決まった経過についても、環境テクノロジーに対し「今ある予算の中で出来るのであれば、それでやってくれ、ということです」と証言

(中井：15回：62頁) していることから明らかである。

- ④ さらにその事実は、施設組合（田中管理者・中井副町長・高木事務局長ら）が環境テクノロジーとの間に「施設内汚染物の処理を1億円で委託するという請負契約となる合意」を締結していたことを前提にしていたが故に、関西環境建設での処理に関して施設組合が環境テクノロジーに、処理計画、費用の交渉のすべてを任せて、環境テクノロジーが調整した契約を引き継いだことに端的に表れており、中井副町長もその事実を認める証言（中井：7回：32頁）をした。
- ⑤ また高木事務局長も関西環境建設を紹介してきた環境テクノロジーに交渉の全てを一任したこと、施設組合自身が関西環境建設と直接交渉することを控えたこと、契約書の締結においてすら面談していなかった事実を認める証言をしていること（高木：10回：12頁）にも現れている。
- ⑥ さらに環境テクノロジーが上記①のような法外な報酬を収受することが出来たもう一つの原因は、施設組合（田中管理者・山口副管理者・中井副町長・高木事務局長ら）が1億円以内での処理であれば、実際の処理業者がどのような処理費で請け負っているか、環境テクノロジーが如何ほどのコンサルタント手数料を収受しようとも何らの注意を払わず、かつ、処理費の見積書が真正に作成されているか否かについても何らの注意も払わないことに乗じて、環境テクノロジーが関西環境建設名義の処理費の見積書を偽造したこと、ないし容易に虚偽の見積書を作成することができたことにも現れている。
- ⑦ というのも環境テクノロジーは、神戸市の調査において、作成名義が関西環境建設である処理費の「3,000円/kg」見積書を偽造した事実を報告しているからである。
- ⑧ ところが環境テクノロジー（井上保決）は、本委員会の証人尋問においては、額面「3,000円/kg」の見積書の提出を高木事務局長から指示された事実を認めるとともに、「3,000円/kg」という金額を埋めた見積書を「内緒でもらえるような状態でもらってこいと指示した」と証言（井上：1

2回：31頁)し、田中という人物に指示して関西環境建設から印をもらってきたと証言するが、当の本人である関西環境建設が、この見積書の印影は、真正な印影ではないと公表している事実を照らせば、環境テクノロジー（井上保決）が関西環境建設名義の「3,000円/kg」の見積書を偽造した事実は明らかである。

⑨ 以上の事実経過を総合すれば、施設組合の高木事務局長が、施設組合が1億円の処理費を支払うにあたって、「3,000円/kg」の見積書の提出を環境テクノロジーに指示したことが端緒^{たんしょ}となって、環境テクノロジーは、見積書を偽造したか、ないしは虚偽^{たんしよ}の見積書の作成を関西環境建設に要請したかはともかくとして、関西環境建設の実際の処理費の金額（294万678円）とは著しく乖離^{かいり}した虚偽^{たんしよ}の見積書の作成（偽造）を誘因し、虚偽の見積書の存在を根拠に、施設組合から9,650万円の公費が処理費の名目で支出されることになったことに間違いはない。

⑩ しかも処理費の名目で支出された9,650万円については、関西環境建設の実際の処理費の金額を含む新生興業の報酬を除く残金の全てが、環境テクノロジーのコンサルタント手数料となる事実を、施設組合も容認していた事実は、高木事務局長が「向こう（環境テクノロジー）も営利企業でやっているんで、当然、何らかの費用というのは、ある程度、含まれておったかもわからないが、施設組合としては、あくまでそれは処理費として支払う。その中で、関係する業者間で、調整はされており、それで覚書が出てきているという認識があった。あくまで施設組合の支払は、見積書どおりの金額で処理費として支払った。」と証言している（高木：10回：16頁）ことから否定できるものではない。

1.4 施設組合は関西環境建設が処理できないとした高濃度ダイオキシン類汚染物であるドラム缶35本を実験の名の下に日本環境保全に違法処理をさせた経過

(1) 環境テクノロジーは高濃度汚染物の処理に玉井鉄工所を通じて日本環境保

全に依頼したこと

- ① 環境テクノロジーは、上記12・(1)・①に記載したとおり、施設内汚染物について「三池での処理がやばいと思ったのは」12月頃で、「三池で(高濃度の部分を含めて)できない場合は、一般の業者で、溶融方式でそういう(高濃度の部分の処理)ことをやれるところは限られており、普通では難しいだろうと思い、そう考えた時点から、日本環境保全の方に依頼した。」と証言している。(井上：12回：22～23頁)
- ② しかしながら依頼を受けたという相手方である日本環境保全(古渡周作)は、茨城県稲敷市(市民生活部環境課)に対し、つぎのように報告し、環境テクノロジーからの依頼は平成27年12月頃ではなかった旨を報告している。
 - 1) 平成28年2月、兵庫県加古川市の玉井鉄工所から施設組合の焼却残渣(ドラム缶10本)の実証実験(依頼者は環境テクノロジー)を依頼する電話を受けた。

しかしその当時、日本環境保全は、業務の都合や時間調整が難しいこと、環境テクノロジーは信用できないことなどを理由に断った。
 - 2) 平成28年3月、玉井鉄工所から実験費用の見積書の提出を求められた日本環境保全は、玉井鉄工所に見積り金額(400万円)を電話で連絡したが、実験の承諾はしなかった。
 - 3) 平成28年3月、玉井鉄工所から日本環境保全に対し、施設組合も困っているので実証実験を行うことを引き受けて欲しいとの再度の要請の電話があり、日本環境保全は実験を承諾する旨返答した。
 - 4) 平成28年3月、玉井鉄工所と日本環境保全は、実験費用を400万円と取り決め、玉井鉄工所は日本環境保全に実験費用を4月1日に振り込むことが通知された。
 - 5) 平成28年4月1日、玉井鉄工所から日本環境保全に実験費用の400万円が振り込まれ、翌4月2日に、荷物を搬入するとの連絡があった。
 - 6) 平成28年4月2日、大型トラックにより、一部のドラム缶に施設組合

のラベルが貼り付けられていたドラム缶35本が、日本環境保全の稲敷市の燃焼工学研究所に搬入された。

7) 平成28年4月3日、日本環境保全は、玉井鉄工所に対し、実際に搬入された本数が事前説明の10本ではなく、35本であり、量が多過ぎるので実証実験は無理である旨を伝えた。

8) 平成28年4月4日、環境テクノロジーが、日本環境保全に対し、35本のドラム缶の中身を説明したが、その内容が理解できず、日本環境保全は実験の実施を断った。

9) 平成28年4月5日、日本環境保全は、ドラム缶の中身を調査したうえで、溶融出来るか出来ないかを確認するためドラム缶を開封した。

日本環境保全は、開封して確認したドラム缶の中身の状況などについて、つぎのように報告している。

「含水率の高い物質である事、焼却残渣物であることが解り溶融後のスラグ重量から物質を割り出す計算とすることにした。黄色のドラム缶の状況は内側にプラスチック製容器があり、その内側に厚手のビニール袋、さらにその内側にビニール小袋と3重になっていたのもので、ドラム缶自体はクリーンな状態であった。青色は厚手のビニール袋がありその内側にビニール小袋と2重になっておりドラム缶本体はクリーンであったが、一部外側に錆が出て来ている状態も数本あった。」

10) 平成28年4月6日、7日ころ、環境テクノロジーが日本環境保全につきの資料を持参した。

i) 環境テクノロジーが施設組合に提出した「豊能郡美化センターに係るダイオキシン類汚染物の無害化実験資料提供に関する申請書（平成28年2月10日）」

ii) 施設組合が環境テクノロジーに交付した「ダイオキシン類汚染物の無害化実験に係る資料提供について（平成28年2月15日付け）」

iii) 環境テクノロジーから日本環境保全に対する「試運転実施依頼書（平成28年2月25日付け）」

ところが日本環境保全が、当日、環境テクノロジーから受け取った上記 i) ~ iii) の書類と後日（平成 28 年 7 月 23 日）、施設組合から FAX で送信を受けた書類と照合した結果、i) と ii) の書類には日付の記載がない空欄であり、i) の「実験資料提供の申請書」には「ダイオキシン類汚染物の無害化処理実験計画書」が添付されていたが、それらの書類は、もともと平成 23 年 6 月 23 日に日本環境保全が作成して玉井鉄工所に提供した書類を改竄^{かいざん}されたものであったことを日本環境保全は稲敷市に報告している。

- 11) 平成 28 年 4 月 11 日、日本環境保全は、35 本の高濃度汚染物の溶融処理の実施を決め、実験機周辺の動作、溶融物の適量の仕分け作業等の準備に入る。
- 12) 平成 28 年 4 月 13 日、日本環境保全は、温度の連続（1500° C 以上）の確認と共に土・スラグ等少量の溶融物で試験した。
- 13) 平成 28 年 5 月 9 日～13 日、日本環境保全は、実験炉の組立作業を行い、組立を完了する。
- 14) 平成 28 年 5 月 16 日～20 日、日本環境保全は 35 本のドラム缶内の汚染物を小袋に小分けして実験炉に投入溶解を続け、20 日は炉内クリーンのため 1700°C 近い温度で残渣が 0（ゼロ）に等しい状態にするため 2 時間燃焼して、処理を終了した。

なお、溶融スラグは、その一部を植物及び金魚槽の溶出実験用として投入したほか、一部はドラム缶に保存した。

- ③ 以上のとおり、日本環境保全が稲敷市に報告した事実経過と、上記 12 (1)・③以下の新生興業が神戸市に報告した経過に照らすと、施設内汚染物のうち「高濃度汚染物」の処理について、環境テクノロジーは、平成 27 年 11 月や 12 月の時点においては、未だ日本環境保全に対し処理の依頼をしていなかったが、関西環境建設が環境テクノロジーから提供されたサンプルの分析結果が出るのが予想される平成 28 年 2 月頃になると、環

環境テクノロジーは関西環境建設が処理を引き受けない「高濃度汚染物」をドラム缶10本と予想して、玉井鉄工所を通じて日本環境保全に処理の依頼をしていたことが明らかである。

そして平成28年2月13日、新生興業を通じて関西環境建設から35本（汚泥－25缶、煙突灰－1缶、煙突底部堆積物－6缶、冷水塔内堆積物－3缶）は処理不可である旨を申し出られ、環境テクノロジーは、10本ではなく35本を日本環境保全で処理することにしたことは明らかである。

- ④ なお環境テクノロジーが、玉井鉄工所を通じて、日本環境保全に施設内汚染物のうち関西環境建設が処理を受けない「高濃度汚染物」の処理を依頼しようと考えた背景には、平成23年6月に、当時、小型焼却炉処理による高濃度ダイオキシン類の無害化処理のために、施設組合に対し、高濃度汚染物の試料の提供を求めたことがあったからである。

しかしながら、その後数年間以上が経過し、すでに小型熔融炉処理による高濃度ダイオキシン類の無害化処理に関する実験を行うべき計画自体がなく、また実験の必要性自体もなくなっていたことは言うまでもない。

- ⑤ とすれば、施設組合は、三池製錬での施設内汚染物の処理が出来なくなった後もそれまでに「施設内汚染物の処理を1億円で委託するという請負契約となる合意」を締結していた環境テクノロジーから、「第三の選択肢」として、一般廃棄物である施設内汚染物について、まず「高濃度汚染物」と「それほどでもない汚染物」に分別したうえ、「それほどでもない汚染物」については、これを「産業廃棄物」に種別を変更することによって、他の産業廃棄物の通常の処理に紛れて、秘密裏に産業廃棄物として最終処分し、かつ、通常の産業廃棄物の処理方法では処理できない「高濃度汚染物」については、これを「一般廃棄物」のまま実験の名の下に日本環境保全において処理をすることを提案され、このような環境テクノロジーの施設内汚染物の処理方針を受け入れて、その処理委託料として9650万円を支払ったものであることは明らかである。

(2) 実験の名の下に高濃度汚染物の違法処理がなされたこと

しかしながら、日本環境保全における溶融処理は、つぎの事実に照らせば、何ら実証実験などとは言えるものでなく、単なる処理に過ぎず、かつ施設組合（田中管理者、山口副管理者、中井副町長、高木事務局長）もその事実を十分に認識していたことは明らかである。

- 1) 実験の依頼者であるという環境テクノロジーには、「実験」を行うべき目的自体がなかったこと。
- 2) 処理を行った日本環境保全も、処理に際して、実験の目的、目的に基づきデータを採取すべき事項の設定がなく、かつデータを採取した事実もないこと。
- 3) 35本（約5トン）という数量は、試験研究に通常必要とされる必要最少限度の量を著しく逸脱していること。

(3) 施設組合も35本のドラム缶が「実験」の名の下に「高濃度汚染物」が違法処理されることを認識していたこと

- ① 上記(2)・1)～3)記載の事実は、環境テクノロジーから、35本の高濃度汚染物が入ったドラム缶の「提供」の申請を受けた施設組合が認識しない筈はない。
- ② ところが高木事務局長は、「我々としては、高濃度のものを実験資料として提供してほしいということで、まずは、比較的、実験のほうに提供しているのが4桁以上の、4桁、5桁の濃度のものである。それを除くと2桁以下の濃度しかない。我々、高濃度のものということで4桁以上のものを提供することにした。施設組合としては、あくまでもということでより分けて、実験の申し出があったところに任せた。」とか「35本と分けたのは、環境テクノロジーのほうからの実験の資料提供の申し出によって、35本を施設組合として提供すると判断した。」などと証言（高木：10回：18頁他）を繰り返すが、高木事務局長ら自身が日本環境保全における処理について、廃棄物処理法に違反する違法処理（25条六号他）であることを十分

に認識している現れであると言うしかない。

- ③ というのも、「高濃度汚染物」の35本が分別されたのは、上記13・(1)・③・3)記載のとおり、平成28年2月13日、新生興業を通じて関西環境建設が処理不可であると申し出たことが切っ掛けに決められたことであり、時系列に照らしても、施設組合が「高濃度汚染物」として自主的に分別していたものではないからである。

文字どおり、関西環境建設において「産業廃棄物」としては処理できない「高濃度汚染物」を処理するための苦肉の策であることを認識していたからである。

- ④ このように施設組合が環境テクノロジーの違法処理を追認し続けたのは、遅くとも平成27年4月以降、環境テクノロジーとの間に「施設内汚染物の処理を1億円で委託するという請負契約となる合意」を締結していたからに他ならない。
- ⑤ そのため施設組合は、さらに環境テクノロジーの求めに応じて、年月日の記入しない「ダイキシン類汚染物の無害化実験に係る資料提供について」と題する文書を交付したり、実態のない「ダイオキシン類汚染物処理実験計画書」を添付させるなど、違法処理の偽装工作を手伝ったと言うしかない。上記②の高木事務局長の虚偽と考えられる証言もまた、違法処理の偽装工作の一つであると言わざるをえない。

15 施設組合が施設内汚染物を三池製錬から搬出するにあたり 廃棄物処理法上の許可のない運送業者に搬送させたこと

(1) 施設組合が平成28年2月11日に牧野運送との間に「車両賃貸借契約書」 を締結した経過

- ① 施設組合は、平成28年(2016)2月15日、三池製錬から施設内汚染物(ドラム缶198本)を搬出した。
- ② 上記13・(1)・③・2)に照らせば、当初、環境テクノロジーは新生興業に対し、三池製錬から施設内汚染物(ドラム缶198本)の搬出につい

でも関西環境建設に依頼しようとしていた。

ところが、新生興業や関西環境建設は、施設内汚染物の排出場所を三池製錬（大牟田市）とすると、廃棄物処理法が産業廃棄物の処理に当たり作成を求めている「管理票（マニフェスト）」の記載が虚偽となり廃棄物処理法に違反するおそれがあることから、施設内汚染物は大阪府豊能町の施設組合に一旦持ち帰ったうえで、新に産業廃棄物として排出することの必要性を指摘すると共に、三池製錬からの施設内汚染物の搬出の依頼を断っていた。

- ③ その結果、環境テクノロジーも「施設組合の自主運搬で行う方向で調整する」と新生興業に返答せざるを得なかった。
- ④ 三池製錬での処理ができなくなった後も施設組合から施設内汚染物の処理を一任されていた環境テクノロジーは、特別管理一般廃棄物の収集運搬はもちろん通常の産業廃棄物の収集運搬業の許可も有していない牧野運送は、搬送する貨物が施設内汚染物であることを説明しないまま、三池製錬（福岡県大牟田市）から関西環境建設（兵庫県神戸市西区岩岡町）までの搬送を手配した。
- ⑤ 牧野運送は、神戸市の調査に対し、施設組合との間に「車両賃貸借契約書」を締結し、施設内汚染物を搬送した経過について、つぎのように報告している。
 - 1) 10年来の取引のある環境テクノロジーから「ドラム缶200個程度を大牟田市から神戸市に運送する」依頼を受けた。
 - 2) 依頼は、環境テクノロジーと中井副町長、高木事務局長が牧野運送に来訪して、ドラム缶の運送に必要なトラック3台と乗務員を貸して欲しいとの申し出を受けた。
 - 3) 牧野運送は廃棄物処理法に基づく、積み込み及び積み卸し場所（大牟田市・神戸市）における「一般廃棄物収集運搬業」や「産業廃棄物収集運搬業」の許可は有していない。
 - 4) 運送するドラム缶の中身は知らされていなかった。

- 5) トラックの運転（運送業務）は牧野運送のドライバーが行い、施設組合の職員は同乗しなかった。
- 6) 荷物の積み込み（大牟田市）、積み下ろし（神戸市）は施設組合側が行い、牧野運送は行っていない。
- 7) 請負代金は108万円で、業務の履行後に環境テクノロジーから現金と振込で支払われた。

- ⑥ 施設組合は、2月11日、環境テクノロジーが手配してきた牧野運送との間に「車両賃貸借契約書」を締結して施設内汚染物を搬送させた。
- ⑦ 施設内汚染物（ドラム缶198本）は、上記の経過で、牧野運送により三池製錬（福岡県大牟田市）から関西環境建設（兵庫県神戸市西区岩岡町）まで搬送された後、施設内汚染物（ドラム缶35本）の「高濃度汚染物」は、後日、兵庫県たつの市にあったという環境テクノロジーの工場に搬送された。
環境テクノロジーは施設内汚染物（ドラム缶35本）の搬送の経過について、「一旦（関西環境建設に）おろして、私どもの工場に一旦置いて、それから再度（日本環境保全に）運んでますから、保管するために法的な規制があると思いますけれど・・・全然・・・していません。」と証言している。（井上：12回）

（2）施設組合は、自主運搬という名の下に廃棄物処理法上の許可のない運送業者に三池製錬から施設内汚染物の搬出をさせたこと

- ① 牧野運送は神戸市の調査において、「役所も係わっている業務かつ相場以上の契約金なので、悪い話ではないと思い受注した。ドラム缶の中身が産業廃棄物という認識は全くなく、自分としては騙されたと思っている。」と報告している。
- ② 実際に中井副町長、高木事務局長が牧野運送を訪問して施設内汚染物（ドラム缶198本）の運送を依頼しながら、意図的にドラム缶の中身を申告せず、実際には、運送業務を依頼しながら、形式的に「車両を賃貸する」などと言う契約書を作成し、あたかも施設組合の職員が賃借した車両を運転

するかのような体裁を取ったことは、環境テクノロジーをはじめ、施設組合（中井副町長・高木事務局長）が、自主運搬という名の下に廃棄物処理法上の許可のない運送業者に三池製錬から施設内汚染物の搬出をさせていることを熟知し、その偽装工作をしていたことを示している。

- ③ というのも施設組合が牧野運送との契約を「運送契約」ではなく「車両賃貸借契約書」とし、あたかも施設組合が牧野運送から車両のみを賃貸し、施設組合の職員が車両を運転しているかのような体裁をとったのは、牧野運送を用いた三池製錬（福岡県大牟田市）から関西環境建設（兵庫県神戸市西区岩岡町）までの施設内汚染物の運搬が、廃棄物処理法に違反する運搬であることを認識していたからに他ならない。

ところが、高木事務局長は、牧野運送と「車両賃貸借契約書」を締結した経過について「・・・搬入する日が、この日ということで処理業者から指定がございまして・・・やむを得ず・・・車両を直接、我々（施設組合）のほうで手配し、自主運搬という形態をとって運ばざるを得ない状況が生まれてきて、車両賃貸借契約書という形の契約の形態をとらせていただいた。」と証言（高木：10回：28頁）し、廃棄物処理法との関係について「私どもの認識と・・・しては、車両を借り上げて・・・運転手ともですけど、そこに我々が同乗して、自主搬送が成立して、三池から神戸まで持って帰ってくるということであれば・・・廃掃法の収集運搬の基準に、特に抵触しない」とか「（特別管理一般廃棄物の収集運搬の許可のない業者でも）運ぶ形態が違っておったということから、牧野運送に車両を貸していただいて自社運搬するつもりでございましたので、特に・・・収集運搬の許可は必要ないと判断した」などと証言（高木：10回：29頁）するが、苦し紛れの弁明と言うしかない。

16 神戸市から施設組合は神戸市西区の産業廃棄物最終処分場に処理した施設内汚染物（コンクリート固化済）の引き上げを要求され、搬出し、大阪府豊能町余野地区に再保管したこと

(1) 平成28年（2016）7月6日、施設組合は神戸市に対し、施設内汚染

物の処理経過について、神戸市西区の関西環境建設に施設内汚染物（ドラム缶163本）をコンクリート固化させた後、同地区の最終処分場（「環境保全センター」）に埋め立て処分したことを説明した。

- (2) 同年7月8日、神戸市は施設組合に対し、施設内汚染物（ドラム缶163本）は、もともと一般廃棄物に種別分けされていたことを指摘し、産業廃棄物処分場である同センターに一般廃棄物を埋め立てたことは違法処分にあたるとして、施設内汚染物（コンクリート固化済）を引き上げ撤去するよう要求した。
- (3) その時点で、施設組合が撤去しなければならなくなった埋め立て処分した施設内汚染物（コンクリート固化済）は、コンクリート固化前の当初の27tのほか、150tの覆土、最終処分場の周辺にあった他の産業廃棄物など合計244tに増量していた。
- (4) 同年7月15日、施設組合と神戸市は、施設組合が7月31日までに搬出先を指定したうえで、8月10日までに撤去作業を完了することを合意した。
- (5) 施設組合は、同年7月31日、搬出先を豊能町光風台4丁目の山林と指定し、神戸市は、8月1日からコンクリート固化物をフレコンバック（1m³）318袋に収納する作業を開始し、施設組合は、8月5日に豊能町光風台4丁目の搬出先指定場所への搬入を開始したものの周辺住民の反対を受けたために搬入作業を中断した。
- (6) その結果、施設組合は同年8月10日、神戸市からの撤去作業を完了する日を8月31日まで延長することにつき、神戸市から了解を得た。
- (7) 施設組合は、同年8月25日、搬出先を豊能町余野地区の「旧双葉保育所園舎」と豊能町役場周辺倉庫の建屋内に指定し、8月31日、「旧双葉保育所園舎」に198袋、「役場北側旧消防署庁舎」に87袋、「施設組合事務所横倉庫」に33袋を仮置きした。
- (8) 同年10月27日、施設組合は地元余野地区自治会から、当初の保管期限（平成28年10月31日までの2か月間）を平成30年（2018）10

月31日までの2年間に延長することにつき了解を得た。

(9) 以上の経過から、施設組合は、最終処分用地の候補地の選定に向けた取り組みを継続している。

17 施設組合が茨城県稲敷市から、日本環境保全に溶融処理させた高濃度汚染物の溶融スラグの引き上げを要求され、施設組合事務所敷地内に引き上げたこと

(1) 平成28年(2016)7月25日、茨城県稲敷市は施設組合に対し、日本環境保全において「高濃度汚染物」の溶融処理を行ったことについて説明を求めた。

(2) 同日、施設組合は稲敷市に対し実験試料に関する概要に関する資料を送付し、7月28日、日本環境保全が行った実験依頼の内容について回答を行った。

(3) 同年8月16日、稲敷市が施設組合に対し、「高濃度汚染物」の搬入・溶融実験について事情聴取を行った。

(4) 同年9月12日、稲敷市は施設組合に対し、日本環境保全に残置した溶融スラグの搬出を要求し、同年12月3日、施設組合は溶融スラグ(ドラム缶6本)を搬出し、施設組合事務所敷地内に搬入し、保管を開始し、現在に至っている。

1 8 施設組合に多大の損害が生じていること

本委員会が把握する施設内汚染物の「処理」に関してこの間に支出された公費は以下のとおりである。

上記記載のとおり、施設内汚染物の無害化処理は出来なかったばかりか、今後、適正処理をしなければならない「埋め立て処分した廃棄物（244 t）」や「熔融スラグ（ドラム缶6本）」があることから施設組合は、これらの公費の支出相当額の損害を被ったことになる。

施設組合に生じた損害は、次ページの表のとおりである。

なお、※については、平成29年度予算により執行した経費である。

施設組合の生じた損害一覧表

平成29年(2017)12月末現在

事業名	事業概要	金額(単位:円)
焼却施設内汚染物運搬委託	福岡県大牟田市三池製錬へ汚染物運搬した費用	1,360,800
焼却施設内汚染物無害化处理委託	施設内汚染物の外部委託処理	96,500,000
廃棄物撤去業務	神戸市内からの廃棄物撤去作業	17,900,000
廃棄物運搬業務	神戸市から豊能町への運搬費用	10,368,000
廃棄物留置業務	光風台4丁目地内へ搬入できなかったための留置費用	2,916,000
廃棄物の留置に伴う警備業務	廃棄物留置き(運搬車5台分)の警備費用	1,164,402
廃棄物の分析	神戸市から持ち帰った廃棄物の分析費用	1,220,400
土壌等の分析	旧双葉保育所敷地の土壌等分析	564,840
火災報知器等の移設等	旧双葉保育所の用途変更に伴う火災報知器等移設、消火器設置	162,540
廃棄物仮置整備工事	豊能町光風台4丁目地内仮置き場所整備	10,667,160
廃棄物仮置整備工事(その2)	旧双葉保育所園庭・園舎の整備、フレコン封入等	20,922,840
廃棄物仮置き用地借地料	光風台4丁目地内仮置き借地料	39,400
神戸市和解金	撤去に係る神戸市が実施した経費に対する費用弁償	1,176,982
※ 稲敷市和解金	焼却灰搬入に伴う土壌検査費用	280,800
合	計	165,244,164

